#### 第1章 総則

## (本約款の適用)

- 第1条 株式会社TTK(以下、「当社」といいます。)は、このTTKきずな光サービス契約約款(以下、「本約款」といいます。) に基づき、TTKきずな光(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供します。
  - 2 本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社(以下、「NTT」といいます。)から光コラボレーションモデルとして 卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供するものです。したがって、本サー ビスについては、本約款とともにNTTの該当するサービス契約約款(以下、「卸サービス約款」といいます。)を必要に 応じて準用し適用します。

## (本約款の変更)

- 第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。 本約款の変更は、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より効力を生じるものと します。
  - 2 本約款で準用し適用する卸サービス約款はNTTにより変更されることがあります。この場合、準用し適用する内容は変更後の卸サービス約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送 交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 NTT	東日本電信電話株式会社
6 光コラボレーションモデル	NTTが電気通信事業者に対し一定のIP通信網サービスを卸電気通信役務として提供し、 当該電気通信事業者がこれに自己のサービスを付加して契約者に提供するIP通信網サービス
7 卸サービス	NTTが光コラボレーションモデルとして当社に提供する卸電気通信役務
8 卸サービス約款	NTTが卸サービスに適用するIP通信網サービス契約約款
9 本サービス	当社がNTTから光コラボレーションモデルとして卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供するIP通信網サービス
10 本約款	本サービスに適用する当社の約款。なお、本サービスには卸サービスに適用される卸サービス約款も 必要に応じて準用し適用します。
11 契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結している者
12 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて当社又はNTTの取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 協定事業者	NTTと相互接続協定を締結している電気通信事業者

#### 第2章 光コラボレーションモデル

## (役割分担)

- 第4条 TTKきずな光コラボレーション事業における当社とNTTの役割分担は以下の通りとします。
  - (1)当社の役割:本サービスの販売及び注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求及び受領、各種問合せへの対応等
  - (2)NTTの役割: 本サービスの開通工事、故障修理等
  - 2 当社は、前項(1)に記載の業務をNTT又は第三者に委託することがあります。

3 当社は、光コラボレーションモデルの実施に伴い必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報をNTT又は 第三者との間で相互に提供し利用できるものとします。

#### 第3章 契約

## (契約の成立)

- 第5条 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用 申込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
  - 2 本サービス開始日は、NTTによる回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と 認める方法で契約者に通知するものとします。

## (契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1つの本サービス利用契約を締結します。

## (本サービスの提供区域)

第7条 本サービスは、NTTが光コラボレーションモデルとして提供する区域において提供します。

## (本サービスのメニュー)

第8条 本サービスには、別紙料金表に定めるメニューがあります。

## (契約申込の承諾)

- 第9条 当社は、本サービス利用契約の申込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知します。
  - 2 当社は、次の場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1)卸サービス約款で申込みを承諾しないとされている事由に該当する場合。
    - (2)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
    - (3)本サービス利用契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    - (4)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - 3 事業者変更承諾番号の払い出しについて

本サービスの契約者は、本サービスを他社が光コラボレーション事業として提供する回線サービスへ変更するために必要な事業者変更承諾番号の払出しを請求することができます。

- (1)当社は本項の請求があったときは、本条2項の規定に準じ取り扱います。
- (2)事業者変更承諾番号の払出しを受けるにあたり契約者には、次の条件を承諾いただきます。
  - ・分割払、工事費の残債がある場合は、その残額を一括お支払いいただきます。
  - ・事業者変更承諾番号の払出し手続きに係る申込みをし、その番号の払出しを受けたときは、別紙料金表に 定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。
- 4 事業者変更による本サービスの新規契約申込について
  - (1)当社は事業者変更の請求があったときは、前項2の規定に準じて取り扱いいたします。

#### (契約者回線番号)

- 第10条 契約者回線番号は、卸サービス約款が定めるところにより1つの契約者回線ごとに定まります。
  - 2 契約者回線番号については、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### (メニューの変更)

- 第11条 契約者は、当社が別に定めるところにより本サービスのメニューの変更の請求をすることができます。
  - 2 当社は前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の移転)

- 第12条 契約者は、第7条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
  - 2 当社は前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者の地位の承継)

第13条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、 合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明 する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

## (契約者の氏名等の変更の届出)

- 第14条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただき ます。
  - 2 契約者から前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

## (本サービスの利用の一時中断)

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの利用の一時中断を行います。

## (本サービス利用権の譲渡)

- 第16条 サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
  - 2 利用権の譲渡については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (契約者が行う本サービス利用契約の解除)

第17条 契約者は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面で通知していただきます。

## (当社が行う本サービス利用契約の解除)

- 第18条 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - 第26条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。 (2) 卸サービス約款に定める解除事由に該当するとき。
  - 2 当社は、契約者が第26条(利用停止)1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に 著しい支障を及ぼすと認られたときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないで本サービス利用 契約を解除することがあります。
  - 3 当社は、契約者において、破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを 受けたとき又はこれらの申し立てをしたときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - 4 当社は、本条3項の規定により本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
  - 5 本条1項ないし3項の規定に従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じたとしても、 当社は一切責任を負わないものとします。
  - 6 本条1項ないし3項の規定による解除の場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧 要する費用は、契約者に負担していただきます。
  - 7 本条1項ないし3項の規定により、本サービス利用契約が解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める 工事費の支払いを要します。

## (その他の提供条件)

第19条 本サービス利用契約に関するその他の提供条件は、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## 第4章 付加機能

#### (付加機能の提供)

- 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより付加機能を提供します。
  - 2 付加機能については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第5章 端末設備の提供等

## (端末設備の提供)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより端末設備を提供いたします。

## (端末設備の移転)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、当社又はNTTが提供する端末設備の移転を行います。

## (端末設備の返還)

- 第23条 当社又はNTTから端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を当社又はNTTが指定する場所へ速やかに返還していただきます。
  - (1)本サービス契約の解除があったとき。
  - (2)当社の端末設備を廃止したとき。
  - (3)その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

## 第6章 回線相互接続

## (回線相互接続)

第24条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者回線と当社又はNTT以外の電気通信事業者の提供する 電気通信回線との相互接続を請求することができます。 回線相互接続については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

# 第7章 利用中止等

## (利用中止)

- 第25条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1)当社又はNTTの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(卸サービス約款の定めるところにより、 相互接続協定に基づき協定業者から請求があったものを含みます。)。
  - (2)第29条(通信利用の制限等)の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
  - (3)卸サービス約款に定める利用中止事由に該当するとき。
  - 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社が適当と認める方法により 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

## (利用停止)

- 第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(本サービスの料金又は工事費用 その他の債務を支払わないときは、その債務が支払われるまでの間)、その契約者回線の利用を停止することがあります。
  - (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第37条(債権の譲渡及び譲受)の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。)。
  - (2)第47条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3)卸サービス約款に定める利用停止事由に該当するとき。
  - 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を 契約者に通知します。

## (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

- 第27条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその 契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - 2 当社は、本条1項の規定により、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

## 第8章 通信

#### (発信者番号通知)

- 第28条 契約者回線からの発信については、卸サービス約款の定めるところにより発信者番号通知を行います。 ただし、契約者がその扱いを拒むときは、この限りでありません。
  - 2 発信者番号通知については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### (通信利用の制限等)

- 第29条 当社又はNTTは、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、 天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信 若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を 要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線の利用を中止する措置をとることがあります。
  - 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
  - 3 通信利用の制限については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (料金及び工事等に関する費用)

- 第30条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。
  - 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
  - 3 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の 機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

## (利用料金の支払義務)

- 第31条 契約者は、本サービス利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、本サービス利用契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。
  - 2 利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - 3 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
2.当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない 状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 5 料金の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (手続きに関する料金の支払義務)

第32条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

# (工事費の支払義務)

- 第33条 契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった 場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
  - 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙料金表に定る工事費を 負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額と します。
  - 3 路線設置費の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適応します。

## (料金の計算方法等)

第34条 料金の計算方法ならびに料金及び丁事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

#### (割増金)

第35条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の定めにより 消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として 支払っていただきます。

## (延滞利息)

第36条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、 支払期日の翌日から起算して支払いの日までの期間について年14.5%の割合(閏年も365日として計算するものと します。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

## (債権の譲渡及び譲受)

- 第37条 協定事業者(NTTと相互接続協定を締結している電気通信事業者。 以下「協定事業者」という。)と契約を締結している契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者債権を当社が譲り受け、 当社が請求することを承認していただきます。
  - この場合、当社及び協定事者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
  - 3 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社が、本約款の規定による料金その他の債権(前項の規定により 当社が譲り受けた債権を含みます。)を当社が別途定める事業者に譲渡することを承認していただきます。 この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 4 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者又は請求事業との間で契約者に関する情報(本サービスの利用料金等に関する情報を含む。)を相互に提供し利用できるものとします。
  - 5 債権の譲渡及び譲受については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## 第10章 保守

## (当社の維持責任)

第38条 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスに係る電気通信設備(当社又はNTTの設置したものに限ります)を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### (契約者の維持責任)

第39条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的 条件に適合するよう維持していただきます。

## (契約者の切分責任)

- 第40条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、本サービスに係る当社又はNTTの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
  - 2 契約者の切分責任については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、本サービスに係る当社又はNTTの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、卸サービス約款の定める順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。

## 第11章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第42条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、本サービスの月額利用料金を上限としてその契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りでありません。
  - 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る別紙料金表に規定する料金の合計額を発生した賠償とみなし、その額に限って賠償します。
  - 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、本条2項の定めは適用しません。
  - 4 当社の責任については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (免責)

第43条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款又は卸サービス約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、卸サービス約款の定めるところによりNTTの負担とされている部分に限り負担します。

#### (通信速度の非保証)

第44条 契約者は、当社の定める本サービスの通信速度は最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、 ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。本サービスの通信速度は当社が 保証するものではありません。

## 第12章 雑則

## (反社会的勢力に対する表明保証)

- 第45条 契約者は、本サービス利用契約締結時及び締結後においても、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他 反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていない ことを表明し、保証していただきます。
  - 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス 利用契約を解除することができるものとします。
    - (1)反社会的勢力に該当すること
    - (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
    - (3)反社会的勢力を不当に利用していること
    - (4)契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与している とこと
    - (5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに 生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### (承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守する ことが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、 その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款又は卸サービス約款において別段の定めがある場合は、 その定めるところによります。

## (利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)当社又はNTTが本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。 ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りでありません。
- (2)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社又はNTTが本サービス利用契約に基き設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4)当社又はNTTが本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその 補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

## (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第48条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については次のとおりとします。

- (1)契約者回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線 及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。ただし、契約者から要請 があったときは、卸サービス約款の定めるところにより、設置場所を当社又はNTTが提供することがあります。
- (2)当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3)契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

## (本サービスの技術的事項)

第49条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、卸サービス約款の定めるところによりNTTが閲覧に供しています。

## (契約者の氏名の通知等)

- 第50条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者から請求があったときは、当社又はNTTが契約者の 氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて同意していただきます。
  - 2 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社又はNTTが通信履歴等の契約者に関する情報を、当社又はNTTの委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
  - 3 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社が、第37条(債権の譲渡及び譲受)の規程に基づき債権を譲渡する場合において、当社又はNTTがその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第26条(利用停止)の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
  - 4 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社又はNTTが第37条(債権の譲渡及び譲受)の規定に基づき 請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等 の情報を当社に通知する場合があることについて同意していただきます。

## (協定事業者からの通知)

第51条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社又はNTTが、料金もしくは工事に関する費用の適用又は本サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用する又は本サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

## (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

- 第52条 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約 約款等の規定により協定事業者が契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用に ついて、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1)その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2)その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
  - 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

## (協定事業者による本サービスに関する料金等の回収代行)

- 第53条 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申出があったときは、次の場合に限り当社が本約款の規定 により契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者が請求し、 回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1)その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2)その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
  - 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、契約者が協定事業者が定める 支払期限を経過してもなお、その協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

#### (法令に定める事項)

第54条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

## (サービスの変更又は廃止)

- 第55条 当社は、当社又はNTTの事由等により、本サービスの全部、又は一部を変更又は廃止することがあります。
  - 2 当社は、前項の規定により本サービスを変更又は廃止するときは、相当な期間前に契約者に通知します。

## 第13章 当社の付加サービス

## (当社の付加サービス)

第56条 当社は、当社が別途定めるところにより、当社の光コラボレーションモデルとしての付加サービスを提供します。

## (料金の計算方法等)

- 1 本サービスの料金及び工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は利用月に従って計算します。ただし、当社が必要と 認めるときは、利用月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1)利用月の初日以外の日に本サービスの提供を開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)したとき。
  - (2)利用月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
  - (3)利用月の初日に本サービスの提供を開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (4)利用月の初日以外の日に本サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5)第31条(利用料金の支払義務)3項の表の規定に該当するとき。
- 4 本条3項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第31条3項の表の1欄に規定する料金の 算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、本条4項に定める利用月の起算日を変更することがあります。

## (端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

## (料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において、支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 なお、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が口座振替の事前案内書を希望される 場合は、送付代として、100円/1請求書の手数料を頂きます。

## (料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、 まとめて支払っていただくことがあります。

#### (前受金)

10 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に 定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。 なお、前受金には利息を付さないことを条件として預かること とします。

## (消費税相当額の加算)

- 1 1 第31条(利用料金の支払義務)から第33条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に 定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を 加算した額とします。
  - (注1)本項において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。 以下同じとします)によるものとします。

## (料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

サービス名		最大通信速度		口笠心人
	サーレス石		上り	月額料金
	ギガ10	概ね10Gbps	概ね10Gbps	5,300
	ギガ(WIFI対応)	### 1 Chara	押わ1Chnc	4,400
	ギガ	概ね1Gbps	概ね1Gbps	4,100
┃  TTKきずな光	ファミリー200	200Mbps	100Mbps	4,100
(戸建)	ファミリー100	100Mbps	100Mbps	4,100
	従量課金	100Mbps	100Mbps	2,800~4,500
	電話ネクスト<基本>	ı	-	2,300
	電話ネクスト<トクトク>	ı	-	3,200
	ギガ集合(WiFi)S			3,600
	ギガ集合(WiFi)M		概ね1Gbps	3,300
	ギガ集合(WiFi)L	概ね1Gbps		3,000
	ギガ集合S			3,300
	ギガ集合M			3,000
	ギガ集合L			2,800
	集合ファミリー200S		100Mbps	3,200
   TTKきずな光	集合ファミリー200M	200Mbps		3,000
(集合)	集合ファミリー200L			2,700
(未口)	集合ファミリー100S			3,200
	集合ファミリー100M	100Mbps	100Mbps	3,000
	集合ファミリー100L			2,700
	電話ネクスト<基本>	-	-	2,300
	電話ネクスト<トクトク>	-	-	3,200
	※集合住宅又はビル単位に見込める契約数 S:4世帯以上 M:8世帯以上 L:16世帯以上			

- ・ TTKきずな光の通信速度はベストエフォートです。お客様のご利用環境(パソコンの処理能力、ハブやルータなどのご利用機器の機能・処理能力、LANケーブルの規格、集合住宅の場合は当該建物内の伝送方式、電波の影響等)、回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- ・ TTKきずな光でインターネット接続を行うためには、別途インターネットサービスプロバイダとの契約が必要となります。
- ・ 従量課金サービスは基本料金2,800円~上限料金4,500円です。
- 従量課金サービスの通信料は、契約回線ごと1ヵ月3,040MBまでは基本料のみでご利用いただけます。従量部分の通信料3,040MB~10,040MBまで24円/100MB(9,940MB超部分は44円/100MB)

# 【新設工事の基本的パターン】 本サービスにおける通常の新設工事費の基本的パターンは以下のとおり。 (戸建)

単位:円(税抜)

			パターン①	パターン②	パターン③
工事区分	適用パターン	·	宅内配線設備を新設または一部利用し配線ルートを変更する場合	を再利用する	無派遣工事
甘士士市弗	工事担当者の派遣工事の場合	7,500	0	0	-
基本工事費	交換機工事のみ(無派遣工事) 2,000		-	-	0
交換機工事費		1,000	0	0	0
ONU等工事費	屋内配線設備部分	9,400	0	_	-
UNU守上尹貝	ONU部分 2,100		0	0	
	合 計		20,000	10,600	3,000

(集合)

工事区分	適用パター		パターン① 宅内配線設備 を新設 または 一部利用し配 線ルートを変更	を再利用する 場合	パターン③ 無派遣工事
	工事担当者の派遣工事の場合	7,500	する場合		_
基本工事費	交換機工事のみ(無派遣工事) 2,000		-	-	0
交換機工事費		1,000	0	0	0
ONUYT車弗	屋内配線設備部分	9,400	0	ı	-
ONU等工事費ONU部分		2,100	0	0	
	合 計		20,000	10,600	3,000

工 事 費				TTKきずな光
	却幼子*******	新 規		800
契約手数料		転用		1,800
事	業者変更承諾番号 発行手数料	戸	建·集合 発行手数料	5,000%1
		戸建	屋内配線を新設する場合	20,000
	工事担当者の派遣工事の場合	尸娃	屋内配線を新設しない場合	10,600
   新設	工事担当有の水塩工事の場合 	集合	屋内配線を新設する場合	20,000
利取		未口	屋内配線を新設しない場合	10,600
	工事担当者の無派遣工事の場合		戸建	3,000
	上争担当有の無水追上争の場合		集合	3,000
	工事担当者の派遣工事の場合	「集合」から「	戸建」への変更	20,000
	(屋内配線を新設する場合)	ギガ10と他	!「戸建」プラン間の変更	20,000
	工事担当者の派遣工事の場合			20,000
	(屋内配線を新設する場合)	「三神」からい	生会 14 の亦再	20,000
品目変更	工事担当者の派遣工事の場合	」「尸娃」からに 」	「戸建」から「集合」への変更	
	(屋内配線を新設しない場合)			10,600
	工事担当者の派遣工事の場合	「戸建」・「集合」の各タイプ別 変更		10,600
	(屋内配線を新設しない場合)		-200、100)の場合	
工事担当者の無派遣工事の場合				3,000
		戸建	屋内配線を新設する場合	20,000
	工事担当者の派遣工事の場合	尸娃	屋内配線を新設しない場合	10,600
   移転工事	上争担当有の水塩工争の場合 	集合	屋内配線を新設する場合	20,000
惨拟工事		朱口	屋内配線を新設しない場合	10,600
	て 東 切 出 孝 の 無 派 浩 丁 東 の 担 今	戸建		3,000
	工事担当者の無派遣工事の場合		集合	
		工事の訪問	時刻指定 工事費	11,000
	訪問時刻指定加算額※2	夜間工事の	訪問時刻指定 工事費	18,000
その他工事		深夜工事の訪問時刻指定 工事費		28,000
「この他工事」		単独配線工事費		6,500
	TTKきずな光テレビ (基本メニュー)	共聴設備接続工事費		22,800
		同軸基本工事費		7,500

- ・工事担当者の派遣工事の工事内容は次のとおりです
- (1)基本工事 (2)交換機等工事 (3)屋内配線工事 (4)回線終端装置工事 (5)機器工事
- ・工事担当者の無派遣工事の工事内容は次のとおりです。
  - (1)基本工事 (2)交換機等工事
- ・転用時における「割引サービスの解約金」の扱いについて
- (1)NTT割引サービス「2年割の解約金」の請求はございません。
- (2)NTTの初期工事費割引を利用していた場合、NTT様への解約金が発生します。
- (3)NTTフレッツ光初期工事費の分割支払い期間中における転用は残り工事費を転用後TTKきずな光から請求します。
- ※1 事業者変更承諾番号発行手数料は事業者変更承諾番号を1番号発行するごとに発生します。
- ※2 夜間・深夜の工事料金は通常の工事費から割増。 夜間:×1.3倍 深夜:×1.6倍 必要となります。 お客様宅内での工事費(基本工事費(7,500円)、時刻指定工事費は除きます)の合計額が29,000円を超える場合は 29,000円までごとに「加算額:3,500円」が発生します。
  - 土日休日工事で派遣工事の場合、上記金額に加え、3,000円がかかります。

## 【24時間駆付けサービス】

「24時間駆付けサービス」は、通常の保守対応時間(9:00 $\sim$ 17:00)を24時間・365日に拡大するオプションです。 (月額費用)

単位:円(税抜)

サービス名	単位	月額料金
TTKきずな光(戸建)タイプ	1利用回線	2,900
TTKきずな光(集合)タイプ	1利用回線	1,900

## 【7-22時駆付けサービス】

「7-22時駆付けサービス」は、通常の保守対応時間(9:00~17:00)を7:00~22:00に拡大するオプションです。 (月額費用)

単位:円(税抜)

サービス名	単位	月額料金
TTKきずな光(戸建)タイプ	1利用回線	1,600
TTKきずな光(集合)タイプ	14.0/13 151/08	1,000

## 【レンタル提供】

(月額費用)

単位:円(税抜)

提供機器名	単位	月額料金
無線LANカード ※1	1装置ごと	300
ホームゲートウェイ(無線LANルータ) ※2	1装置ごと	750
ホームゲートウェイ(ギガ10専用) ※3	1装置ごと	500

- ※1 ギガWi-Fiプランをお申込みのお客様は基本料金に含まれています。
- ※2 「TTKきずな光電話」未契約のお客様が対象。 「TTKきずな光電話」ご契約のお客様は無線無しタイプを(戸建)の場合200円、(集合)の場合450円で提供いたします。
- ※3 ギガ10専用 工事費(派遣工事の場合)設置工事費 1,500円 : 設定工事 1,000円

## 【TTKきずな光テレビ】

フレッツ光で提供されている「フレッツ・テレビ」(個人、法人)を、TTKきずな光でもご利用可能です。 (月額費用)

提供サービス名	単位	月額料金
TTKきずな光テレビ伝送サービス利用料	1契約者回線毎	450
テレビ視聴サービス利用料	1契約者回線毎	450

- ・テレビ視聴サービスは、放送サービス事業者(スカパーJSAT株式会社)によるサービスです。
- ・新規申込時 テレビ視聴サービス登録料 3,080円(税込)/1契約者回線毎が必要です。
- ・新規申込時 工事費が発生いたします。

#### 1章 総則

## (本約款の適用)

- 第1条 株式会社TTK(以下、「当社」といいます。)は、このTTKきずな光電話サービス契約約款(以下、「本約款」といいます。)に基づき、TTKきずな光電話(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供します。
  - 2 本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社(以下、「NTT」といいます。)から光コラボレーションモデルとして 卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供するものです。 したがって、本サービスについては、本約款とともにNTTの該当するサービス契約約款(以下、「卸サービス約款」と いいます。)を必要に応じて準用し適用します。

#### (本約款の変更)

- 第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。 本約款の変更は、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より効力を生じるもの とします。
  - 2 本約款で準用し適用する卸サービス約款はNTTにより変更されることがあります。この場合、準用し適用する内容は変更後の卸サービス約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通
と電気通信が一に入	信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)及び当社又はNTTが別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号(当社又はNTTが別に定めるもの限ります。)を相互に用いて行うものとします。)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
7 音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を利用して行う電気通信サービス
8 NTT	東日本電信電話株式会社
9 光コラボレーションモデル	NTTが電気通信事業者に対し一定の音声利用IP通信網サービスを卸電気通信役務として提供し当該電気通信事業者がこれに自己のサービスを付加して契約者に提供する音声利用IP通信網サービス
10卸サービス	NTTが光コラボレーションモデルとして当社に提供する卸電気通信役務
11卸サービス約款	NTTが卸サービスに適用する音声利用IP通信網サービス契約約款
12本サービス	当社がNTTから光コラボレーションモデルとして卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供する音声利用IP通信網サービス
13本約款	本サービスに適用する当社の約款。なお、本サービスには卸サービスに適用される卸サービス約款も必要に応じて準用し適用します。
14契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結している者
15契約者回線	本サービス利用契約に基づいて契約者が利用する音声利用IP通信網の電気通信回線
16 契約者回線等	契約者回線を含めた卸サービス約款に定める電気通信回線
17協定事者	NTTと相互接続協定を締結している電気通信事業所

## (外国における取扱いの制限)

第4条 音声利用IP通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第2章 光コラボレーションモデル(役割分担)

- 第5条 光コラボレーションモデルにおける当社とNTTの役割分担は以下のとおりとします。
  - (1) 当社の役割: 本サービスの販売及び注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求及び受領、各種問合せへの対応等
  - (2) NTTの役割: 本サービスの開通工事、故障修理等
  - 2 当社は、前項(1)に記載の業務をNTT又は第三者に委託することがあります。
  - 3 当社は、光コラボレーションモデルの実施に伴い必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報をNTT又は 第三者との間で相互に提供し利用できるものとします。

#### 第3章 契約

## (契約の成立)

- 第6条 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用 申込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
  - 2 本サービス開始日は、NTTによる回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

## (契約の単位)

第7条 当社は、1つの契約者回線ごとに1つの本サービス利用契約を締結します。

## (本サービスの提供区域)

第8条 本サービスは、NTTが光コラボレーションモデルとして提供する区域において提供します。

#### (本サービスのメニュー)

第9条 本サービスには、別紙料金表に定めるメニューがあります。

#### (契約申込の承諾)

- 第10条 当社は、本サービス利用契約の申込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知します。
  - 2 当社は、次の場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1)卸サービス約款で申込みを承諾しないとされている事由に該当する場合。
    - (2)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
    - (3)本サービス利用契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    - (4)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

## (契約者回線番号)

- 第11条 契約者回線番号は、卸サービス約款が定めるところにより1の契約者回線ごとに定まります。
  - 2 契約者回線番号については、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### (メニューの変更)

- 第12条 契約者は、当社が別に定めるところにより本サービスのメニューの変更の請求をすることができます。
  - 2 当社は前項の請求があったときは、第10条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

## (契約者の地位の承継)

- 第13条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、 合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明 する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
  - 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。 これを変更したときも同様とします。
  - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

## (契約者の氏名等の変更の届出)

- 第14条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
  - 2 契約者から前項の届出があったときは、当社はその届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## (本サービスの利用の一時中断)

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより本サービスの利用の一時中断を行います。

# (本サービス利用権の譲渡)

- · 第16条 本サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
  - 2 利用権の譲渡については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (契約者が行う本サービス利用契約の解除)

第17条 契約者は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面で通知していただきます。

## (当社が行う本サービス利用契約の解除)

- 第18条 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - (1)第22条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2)卸サービス約款に定める解除事由に該当するとき。
  - 2 当社は、契約者が第22条(利用停止)本条1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することがあります。
  - 3 当社は、契約者において、破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又はこれらの申し立てをしたときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - 4 当社は、本条3項に規定する場合のほか、次の場合は、本契約を解除することがあります。
    - (1)利用回線について、当社との電気通信サービス(TTKきずな光サービス)利用契約の解除があたったとき。
    - (2)利用回線について、当社との電気通信サービス(TTKきずな光サービス)利用契約に関する権利の譲渡があった場合であって、本サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
    - (3)利用回線の移転等により本サービスの提供区域外となったとき。
  - 5 当社は、本条4項の規定により本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
    ★条1項かり、4項の担定に従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に提定が生じたとしても、
  - 6 本条1項ないし4項の規定に従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じたとしても、 当社は一切責任負わないものとします。
  - 7 本条1項ないし4項の規定による解除の場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧 に要する費用は、契約者に負担していただきます。
  - 8 本条1項ないし4項の規定により、本サービス利用契約が解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に 定める工事費の支払いを要します。

## (その他の提供条件)

第19条 本サービス利用契約に関するその他の提供条件は、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第4章付加機能

## (付加機能の提供)

- 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、卸サービス約款または別紙料金表に定めるところにより付加機能を提供します。
  - 2 付加機能については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## 第5章 利用中止及び利用停止

## (利用中止)

- 第21条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1)当社又はNTTの電気通信設備の保守上、工事上又は本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
  - (2)特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社又はNTTが認めたとき。

- (3)第25条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4)利用回線について、当社との電気通信サービス(TTKきずな光サービス)の利用中止行ったとき。
- (5)卸サービス約款に定める利用中止事由に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社が適当と認める方法により 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

## (利用停止)

- 第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは6ヶ月以内で当社が定める期間(本サービスの料金又は工事費用 その他の債務を支払わないときは、その債務が支払われるまでの間)本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条(債権の譲渡及び譲受)の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。
  - (2)当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条(債権の譲渡及び譲受)の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないとき)とします。
  - (3)第46条(利用に係る契約者の義務)又は第49条(利用上の制限)の規定に違反したと当社又はNTTが認めたとき。卸サービス約款に定める利用停止事由に該当するとき。
  - 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

## 第6章 通信

## (相互接続点との間の通信等)

- 第23条 相互接続通信は、卸サービス約款の定めるところにより、相互接続協定によりNTTが別に定めた通信に限り行うことができるものとします。
  - 2 相互接続通信を行うことができる地域は、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (通信の切断)

第24条 当社又はNTTは、卸サービス約款の定めるところにより、気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条第2項の 規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその 通信をしている者にそのことを通知します。

## (通信利用の制限等)

- 第25条 当社又はNTTは、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信 若しくは電力の供給の 確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を 要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等 への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。
  - 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
  - 3 通信利用の制限については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

# (通信時間等の制限)

第26条 第2条の規定による場合のほか、当社又はNTTは、卸サービス約款の定めるところにより、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

## (通信時間の測定等)

第27条 通信時間の測定等については、別紙料金表に定めるところによります。

## (国際通通信の取扱い地域)

第28条 国際通信の取扱い地域は、別紙料金表に定めるところによります。

## (契約者回線番号等通知)

第29条 契約者回線等から契約者回線等への通信については、その発信契約者回線等に係る契約者の契約者回線 番号を着信先の契約者回線等へ通知します。 ただし、次の通信については、この限りでありません。 (1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

- (2)契約者回線番号非通知(契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社又はNTTが別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3)その他当社又はNTTが別に定める通信
- 2 契約者回線番号等通知については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第7章 料金等

#### (料金及び工事に関する費用)

- 第30条 当社が提供する本サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、別紙料金表に定める ところによります。
  - 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。 (注)本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、 付加機能使用料及びユニバーサルサービス料に関する料金を合算したものとします。

#### (基本料金の支払義務)

- 第31条 契約者は、本サービス利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、本サービス利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別紙料金表に定める基本料金の支払いを要します。
  - 2 利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
  - 3 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1.契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごと に日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについて の料金
2.当社故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返納します。
- 5 基本料金の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (通信料金の支払義務)

- 第32条 契約者は、契約者回線等から契約者回線等へ行った通信(その他契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と別紙料金表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
  - 2 契約者は、契約者回線等と当社又はNTTが別途定めるものとの間の通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用IP通信サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と別紙料 金表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、当社又はNTTが別途定めるものから契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ事業者が定める電話サービス 契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に定めるところによります。
  - 3 本条2項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、別紙料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - 4 通信料金の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

# (手統きに関する料金の支払義務)

第33条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に 定める手統きに関する料金の支払いを要します。

ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

## (工事費の支払義務)

- 第34条 契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
  - 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事 費を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算し た額とします。
  - 3 工事費の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## (料金の計算方法等)

- 第35条 料金の計算方法ならびに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。 (割増金)
- 第36条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の定めにより 消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として 支払っていただきます。

## (延滞利息)

第37条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合(閏年も365日として計算するものとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

## (債権の嬢渡及び譲受)

- 第38条 協定事業者(NTT東日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者以下「協定事業者」という)と契約を締結している契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者の債権を当社が譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 2 本条1項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
  - 3 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社が、本約款の規定による料金その他の債権(前項の規定により当社が譲り受けた債権を含みます。)を当社が別途定める事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
  - 4 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者又は請求事業との問で契約者に関する情報(本サービスの利用料金等に関する情報を含む。)を相互に提供し利用できるものとします。
  - 5 債権の譲渡及び譲受については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第8章 保守

## (契約者の維持責任)

第39条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的 条件に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

- 第40条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
  - 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社又はNTTは、本サービス取扱所において試験を行い、 その結果を契約者にお知らせします。
  - 3 当社は前項の試験により当社又はNTTが設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の 請求により当社又はNTTの係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあった ときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した 費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## (修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、本サービスに係る当社又はNTTの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第25条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、卸サービス約款の定める順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。

#### 第9章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第42条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その 提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの 陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気 通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを 除きます。)は、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が 生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを 当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、本サービスの月額利用料金を上限と してその契約者の損害を賠償します。
  - 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
    - (1)別紙料金表に規定する基本料金
    - (2)別紙料金表に規定する通信料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する利用月 (1)の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日まで の間をいいます。(以下同じとします。)の前6利用月の1日当たりの平均通信料金(前6利用月の実績を把握する ことが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。
  - 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の 定めがある場合は、その定めるところによります。
  - 5 当社の責任については卸サービス約款の規定を準用し適用します。
  - (注1)本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない 状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。
  - (注2)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

# (免責)

第43条 当社は、本約款又は卸サービス約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更 (以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、 負担しません。 ただし、卸サービス約款の定めるところによりNTTの負担とされている部分に限り負担します。

# 第10章 雑則

#### (反社会的勢力に対する表明保証)

- 第44条 契約者は、本サービス利用契約締結時及び締結後においても、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他 反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていない ことを表明し、保証していただきます。
  - 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
    - (1)反社会的勢力に該当すること
    - (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
    - (3)反社会的勢力を不当に利用していること
    - (4)契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していること
    - (5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自ら に生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

## (承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった揚合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが 箸しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。 ただし、本約款又は卸サービス約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

## (利用に係る契約者の義務)

- 第46条 契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1)故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (2)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
  - 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその 補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第47条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

契約者回線の終端のある内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

## (本サービスの技術的事項)

第48条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、卸サービス約款の定めるところによりNTTが閲覧に供しています。

## (利用上の制限)

第49条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。 以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を 箸しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービス の利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサー・サプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に 抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

## (契約者の氏名の通知等)

- 第50条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、協定事業者から請求があったときは、当社又はNTTが契約者の 氏名・住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
  - 2 相互接続通信(当社又はNTTが別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、卸サービス約款の定めるところにより、その相互接続通信を行うときに、当社又はNTTがその相互接続通信の発信に系る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者に通知することについて、同意していただきます。
  - 3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者回線等から、当社 又はNTTが別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信 に係る発信電話番等(電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)その通信の着信に係る契約者回線 番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定 するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
  - 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、卸サービス約款の定めるところにより、当社又はNTTが通信履歴等その契約者に関する情報を、当社又はNTTの委託により本サービスに関する庶務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
  - 5 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社が、第38条(債権の譲渡及び譲受)の規定に基づき債権を 譲渡する場合において、当社又はNTTがその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要と なる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第22条(利用停止)の規定に基づき その本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する 場合があることについて、同意していただきます。
  - 6 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社又はNTTが第38条(債権の譲渡及び譲受)の規定に基づき 請求事業者に通知を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた 等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

## (協定事業者からの通知)

第51条 契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

# (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

- 第52条 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約 約款等の規定により協定事業者が契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用に ついて、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1)その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2)その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
  - 2 本条1項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、契約者が当社が定める支払期日を経過 してもなお支払わないときは、当社は、本条1項に規定する取扱いを廃止します。

## (協定事業者による本サービスに関する料金等の回収代行)

- 第53条 当社は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が本約款の 規定により契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者が 請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1)その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2)その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
  - 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、契約者が協定事業者が定める 支払期日を経過しもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

## (電話帳の発行)

第 5 4 条 電話帳は、卸サービス約款の定めるところにより、NTTが発行します。電話帳については卸サービス約款の規定を 準用し適用します。

## (番号案内)

第55条 番号案内は、卸サービス約款の定めるところにより、NTTが行います。電話案内については卸サービス約款の規定を 準用し適用します。

## (番号情報の提供)

第56条 番号情報の提供は、卸サービス約款の定めるところにより、NTTが行います。電話情報の提供については卸サービス 約款の規定を準用し適用します。

## (法令に定める事項)

第57条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### (サービスの変更又は廃止)

- 第58条 当社は、当社又はNTTの事由等により、本サービスの全部、又は一部を変更又は廃止することがあります。
  - 2 当社は、前項の規定により本サービスを変更又は廃止するときは、相当な期間前に契約者に通知します。

#### 第11章 当社の付加サービス

## (当社の付加サービス)

第59条 当社は、当社が別途定めるところにより、当社の光コラボレーションモデルとしての付加サービスを提供します。

# TTKきずな光電話料金表通則

# (用語の定義)

・本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

TTKきずな光電話 サービス名	契約単位	サービス内容
通話中割込み	回線	契約しているチャネルが全て通話中に着信があった場合、着信通知音を送出する サービス。契約者のフック操作により、着信通知音で入った相手との通話が可能と なる。
着信転送	番号	かかってきた通話を他の電話番号へ転送するサービス。
発信者番号通知	回線	発信者から通知された電話番号を表示するサービス。
番号通知リクエスト	回線	発信電話番号が非通知で着信があった場合、着信を拒否するサービス。なお、発信者へは発信電話番号の通知を促すガイダンスを送出する。
迷惑電話拒否	回線/番号	迷惑電話を受けた直後に、登録操作を行うことにより、同じ電話番号からの着信を 拒否するサービス。
複数チャネル	チャネル	同時に複数の通信を利用可能とするサービス。
追加番号	番号	ひかり電話 1 契約で、複数の電話番号を利用可能とするサービス。
着信通知メール	番号	着信情報を、指定のメールアドレスに通知するサービス。
FAX通知メール	番号	エンドユーザ様の代わりにFAXを受信し、受信情報を指定のメールアドレスに通知するサービス。受信したFAXはパソコン等からログインして、閲覧、ダウンロードが可能。
着信課金	着信課金番号	0120又は0800で始まる番号を利用し、その番号に発信された通話料を本サービスの契約者である着信者に課金するサービス。
特定番号通知機能	番号	着信課金サービスの契約回線から電話をかけた際に、相手の方に対し、一般の電話番号ではなく、着信課金サービス番号を通知するサービス。
テレビ電話	回線	ひかり電話でTV電話を利用可能とするサービス。月額利用料は無料。
TTKきずな光電話 #ダイヤル	#ダイヤル番号	#と4桁の数字の番号をダイヤルすることで、契約者が指定する電話番号へ着信できるサービス。
データコネクト	回線	OAB〜J番号を利用して接続先を指定することで、帯域確保型のデータ通信が利用可能なサービス。
高音質電話	回線	標準音質の音声通話(3.4kHz帯域)に比べ、約2倍の帯域(7kHz)を利用した 高音質な音声通話が可能なサービス。
一括転送機能	回線	利用中の電話番号を一括で登録済みの転送先へ着信させることができるサービス。
故障•回復通知機能	回線	一括転送機能のオプションとして回線状態を常時監視し、着信できない場合は ユーザーへのメール通知および一括転送起動できるサービス。
事業所間通話定額	チャネル	同一エンドユーザ様間で、複数の拠点で利用しているひかり電話トクトクをグループ 登録することにより、音声通話が無料となるサービス。
特定番号接続	特定電話番号接続	契約者の自拠点の電話番号について、発着信制御ができるサービス。
事業所間内線	回線追加番号	TTKきずな光電話オフィストクトクの同一契約者で構成する同一内線グループにおいて、エンドユーザ様番号(事業所番号+内線番号)により接続できるサービス。

## (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は利用月に従って計算します。 ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1)利用月の初日以外の日に本サービスの提供を開始(付加機能についてはその提供の開始)したとき。
  - (2)利用月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
  - (3)利用月の初日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等)があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
  - (4)利用月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5)第31条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (6)5の規定に基づく起算日の変更があったとき
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第28条(基本料金の支払義務)本条2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の利用月分をまとめて計算し、それらの利用月のうち最終利用月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終利用月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する利用月の起算日を変更することがあります。

## (端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

# (料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において、 支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。なお、当社が 請求する料金又は工事に関する費用について、契約者が口座振替の事前案内書を希望される場合は、送付代として、 100円/1請求書の手数料を頂きます。

## (料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、 まとめて支払っていただくことがあります。

## (前受金)

10 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に 定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないことを条件として預かる こととします。

## (消費税相当額の加算)

1 1 第31条(利用料金の支払義務)から第34条(工事費の支払義務)の規定、第55条(番号案内)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りでありません。

- (注)本項において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。)に よるものとします。
- (注)本約款の定めにより支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

## (料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

## (初期費用)

【 TTKきずな光電話 / TTKきずな光電話トクトク / 光電話ネクスト<基本> / 光電話ネクスト<トクトク> / TTKきずな光オフィス/TTKきずな光オフィストクトクプラン 】

		工事	区 分	単 位	料金	記事
交換機工事のみ		1工事ごと	1,000			
基	基本機能		1アクセス回線ごと	2,000	無派遣工事の場合	
	発	信者番号通知		1利用回線ごと	1,000	
	番号通知リクエスト		1利用回線ごと	1,000		
	着	信転送		1番号ごと	1,000	
	714	惑電話拒否		1利用回線または	1 000	
	还	必电站化台		1番号ごと	1,000	
	着	信通知メール		1番号ごと	1,000	
	FΑ	X通知メール		1番号ごと	1,000	
	追	加番号		1番号ごと	700	
	複	数チャネル		1利用回線ごと	1,000	ひかり電話サービスと同時工事の場合は無料
	事	業所間通話定額	預	1チャネルごと	1	TTKきずな光電話トクトク/ 光電話ネクスト<トクトク>利用不可
		基本機能		1着信課金番号ごと	1,000	
		複数回線管	理機能	1着信課金番号ごと	1,000	
1		発信地域振	分機能	1契約回線ごと	1,000	
付	着	話中時迂回	]機能	1迂回グループごと	1,000	
ザ	着信課	着信振分接	続機能	1振分グループごと	1,000	
	金	受付先変更	機能	1受付変更元ごと	1,000	
付加サービス料		時間外案内	]機能	1番号ごと	1,000	
料		カスタマコントロール機能		1着信課金番号ごと	-	
		特定番号通	知	1番号ごと	1,000	
	車型	<b>新間内線</b>	基本利用料	1契約回線ごと	1,000	オフィストクトクプランのみ利用可能
	尹未	€广/11日] PYNNK	追加事業者番号	追加事業所番号ごと	1,000	オフィストクトクプランのみ利用可能
	TTI	Kきずな光電話	きずな光電話 東日本利用型	4 ガノわ!! 来ロブレ	1,000	
		#ダイヤル	ブロック内利用型	# ダイヤル番号ごと	1,000	
		発着信制御和	利用料	制御する番号ごと	1,000	
	特		1ブロックプラン	最大20件	1,000	
	正番	=+	5ブロックプラン	最大100件	1,000	
	特定番号接続	許可番号 リスト利用料	25ブロックプラン	最大500件	1,000	
	接続	יארותנייה ואל	50ブロックプラン	最大1000件	1,000	
	1,0		600ブロックプラン	最大12000件	1,000	
	一括転送機能		1利用回線ごと	1,000	オフィストクトクプランのみ利用可能	
	故障回復通知機能		1利用回線ごと	1,000	オフィストクトクプランのみ利用可能	
同	同番移行		1番号ごと	2,000		
契	契約者番号変更(改番)		番)	1番号ごと	2,500	
発	発信電話番号表示の変更		变更	1番号ごと	700	
光	電話	対応ホームゲー	トウェイ設置費	1装置	1,500	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
光	電話	対応ホームゲー	トウェイ設定費	1装置	1,000	光電話の場合に利用
光	電話	オフィス対応ゲー	·トウェイ(4チャネル用)	1装置ごと	8,000	・オフィストクトクプランのみ利用可能
光'	電話	オフィス対応ゲー	・トウェイ(8チャネル用)	1装置ごと	9,500	・ビジネスホン直収時はビジネスホン側工事の為不要

- ・「TTKきずな光」と同時工事の場合は基本工事費は不要となります。
- ・「TTKきずな光」電話対応型ホームゲートウェイ(設置費)は「TTKきずな光」の回線終端装置工事と同時に工事する場合は無料です。
- ・お客様宅内での工事費(基本工事費(7,500円)、時刻指定工事費は除きます)の合計額が29,000円を超える場合は29,000円まで ごとに「加算額:3,500円」が発生します。

サービス名		月額料金	単位	月額利用料に含ま		
TTV	TTKきずな光電話、電話ネクスト<基本>			400	1契約ごと	れる付加サービス
111	発信者番号通知			360	1利用回線ごと	
		ョーラ 過れ 通知リクエスト		180	1利用回線ごと	
		型型が込み		300	1利用回線ごと	
	着信軸			450	1番号ごと	
		A.C. B.話拒否		200	1利用回線または1番号ごと	_
		<u> </u>		100	1番号ごと	_
		<u> </u>		100	1番号ごと	_
	追加			90	1番号ごと	_
		ョ <u>っ</u> 「ヤネル(ダブル)		180	1利用回線ごと	_
		- ドイダル(ブラル) 		400	1チャネルごと	_
	テレビア			_	1利用回線ごと	0
	高音質			_	1利用回線ごと	0
		<sup>え 色 品</sup> コネクト		_	1利用回線ごと	0
付	, ,	基本機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
加サービス料	<b>*</b>	複数回線管理機能		1,000	1着信課金番号ごと	_
ي ا		発信地域振分機能		350	1契約回線ごと	_
5		話中時迂回機能		800	1迂回グループごと	-
料	信	着信振分接続機能		700	1振分グループごと	-
	着に課金	受付先変更機能		1,000	1受付変更元ごと	-
	314	時間外案内機能		650	1番号ごと	_
		カスタマコントロール機能		_	1着信課金番号ごと	_
		特定番号通知		100	1番号ごと	-
			西日本·東日本利用型	15,000		-
	TTK	(きずな光電話#ダイヤル	ブロック内利用型	10,000	#ダイヤル番号ごと	_
			御利用料	500	制御する番号ごと	-
	特	,,,,,,,	1ブロックプラン	100	最大20件	-
	特定番号接続		5ブロックプラン	500	最大100件	-
	号	許可番号リスト利用料	25ブロックプラン	1,500	最大500件	-
	接続		50ブロックプラン	2,000	最大1000件	-
	小りし		600ブロックプラン	10,000	最大12000件	-
そのか	その他料金 重複掲載料金		500	電話帳1発行の1重複掲載 あたり	-	
144-00	/ <del></del>	TTKきずな光電話対応ホ		200	1装置ごと	
機器	使用料	TTKきずな光電話対応ホームゲートウェイ(集合)		450	1装置ごと	
		ユニバーサル通信料		3	1電話番号ごと	-

<sup>・</sup>TTKきずな光電話の基本機能は1チャネル、1番号の利用となります。チャネルとは、1契約で同時に通話ができる回線数です。 ・ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

	サービス名			月額料金	単 位	月額利用料に含 まれる付加サービス
TTKきずな光電話トクトク、電話ネクスト<トクトク>				1契約ごと		
		発信者番号通知			1利用回線ごと	
		発信番号通知リクエスト			1利用回線ごと	
	<del>垦</del> 太	通話中割込		1,300	1利用回線ごと	$\circ$
	基本機能	着信転送			1番号ごと	
	用艺	迷惑電話拒否			1利用回線または1番号ごと	
		着信電話メール通知			1番号ごと	
	FAX通	知メール		100	1番号ごと	-
	追加番	枵		90	1番号ごと	-
	複数チ	ヤネル		180	1利用回線ごと	-
	無料通	証分480円分の通話(最	大3時間相当)1ヶ月繰越ロ	]能		0
	テレビ電	話		_	1利用回線ごと	0
	高音質	電話		_	1利用回線ごと	0
,,	データニ	ネクト		_	1利用回線ごと	0
付加サ		基本機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
<del>Ÿ</del>		複数回線管理機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
ービス料		発信地域振分機能		350	1契約回線ごと	-
え	着	話中時迂回機能		800	1迂回グループごと	-
科	着信課金	着信振分接続機能		700	1振分グループごと	-
	金	受付先変更機能		1,000	1受付変更元ごと	-
		時間外案内機能		650	1番号ごと	-
		カスタマコントロール機能		-	1着信課金番号ごと	-
		特定番号通知		100	1番号ごと	-
	TTV=	TKきずな光電話#ダイヤル	西日本·東日本利用型	15,000	#ダイヤル番号ごと	-
	IIKo		ブロック内利用型	10,000		-
		発着信制	御利用料	500	制御する番号ごと	_
	特		1ブロックプラン	100	最大20件	-
	企 番		5ブロックプラン	500	最大100件	-
	特定番号接続	許可番号リスト利用料	25ブロックプラン	1,500	最大500件	-
	接続		50ブロックプラン	2,000	最大1000件	-
	., -		600ブロックプラン	10,000	最大12000件	-
その他料金 重複掲載料金		500	電話帳1発行の1重複掲載あ たり	-		
14% 00 1	*===	TTKきずな光電話対応ホ	ニムゲートウェイ(戸建)	200	1装置ごと	
	機器使用料 TTKきずな光電話対応ホームゲートウェイ(集合)		450	1装置ごと		
		ユニバーサル通信料等	<u>*1</u>	3	1電話番号ごと	-

- ・TTKきずな光トクトク・電話ネクスト<トクトク>の基本機能は1チャネル、1番号の利用に加え無料通話480円(1ヶ月繰越可能)、付加 サービスとして6つの付加サービスが含まれます。(発信者番号通知、発信者番号リクエスト、通話中割込み、着信転送、迷惑電話拒否、 着信電話メール通知)チャネルとは、1契約で同時に通話ができる回線数です。
- ・TTKきずな光電話トクトク・電話ネクスト<トクトク>からTTKきずな光電話・電話ネクスト<基本>へ変更する際は、無料通話定額料の日割計算はありません。
  - 変更月の月末利用通話分まで無料通話・割引の対象です。この場合、月額利用料(基本料)は日割計算の対象となります。
- ・TTKきずな光電話・電話ネクスト<基本>からTTKきずな光電話トクトク・電話ネクスト<トクトク>へ変更の際は、無料通話定額料は翌月からの適用となります。この場合、月額利用料(基本料)の日割計算はございません。

- ・通話料金は加入電話、INSネット、ひかり電話および法人向けひかり電話への通話が対象です。(災害募金番組、携帯電話への通話やデータ接続通信などは対象外)
- 月額利用料に含まれる通話料は、音声・通話3分8円、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話3分15.0円、利用帯域2.6Mbpsを超える テレビ電話3分100.0円で計算し、ご利用開始月の翌月から適用となります。
- 翌月に使い切らなかった場合、無効となります。プランの変更およびひかり電話の解約時は、繰り越した通話料分は無効となります。NTT東のひかり電話 A (エース)から転用された場合、転用前の無料通話については、転用時に無くなり繰越しいたしません。
- ・機器使用料・ユニバーサル通信料はTTKきずな光電話においても同じとなります。
- ・1ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

	サービス名			月額料金	単 位	月額利用料に含まれる付加サービス
TTKきずな光電話オフィス			1,200	1契約ごと		
	発信者	番号通知		1,100	1利用回線ごと	
	発信番	号通知リクエスト		550	1利用回線ごと	
	着信転	送		450	1番号ごと	
	迷惑電	話拒否		200	1利用回線または1番号ごと	
	着信電	話メール通知		100	1番号ごと	
	FAX通	知メール		100	1番号ごと	-
	追加番	号		90	1番号ごと	-
	複数チ	ヤネル		350	1利用回線ごと	-
	事業所	間通話定額		400	1チャネルごと	-
	テレビ電	話		_	1利用回線ごと	0
	高音質	電話		_	1利用回線ごと	0
	データコ	ネクト		_	1利用回線ごと	0
付付		基本機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
一加一		複数回線管理機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
י		発信地域振分機能		350	1契約回線ごと	-
サービス料	着	話中時迂回機能		800	1迂回グループごと	-
糸	着信課金	着信振分接続機能		700	1振分グループごと	-
	金金	受付先変更機能		1,000	1受付変更元ごと	-
		時間外案内機能		650	1番号ごと	-
		カスタマコントロール機能		-	1着信課金番号ごと	-
		特定番号通知		100	1番号ごと	-
	TTV	きずな光電話#ダイヤル	西日本·東日本利用型	15,000	#ダイヤル番号ごと	-
	HK	ぎ9な兀亀祜#ダイバル	ブロック内利用型	10,000	#グ1  /ル笛与こと	-
		発着信制御利用料		500	制御する番号ごと	-
	特		1ブロックプラン	100	最大20件	-
	特定電話接続		5ブロックプラン	500	最大100件	-
	話	許可番号リスト利用料	25ブロックプラン	1,500	最大500件	-
	接続		50ブロックプラン	2,000	最大1000件	-
	196		600ブロックプラン	10,000	最大12000件	-
そのイ	その他料金 重複掲載料金		500	電話帳1発行の1重複掲載あたり	-	
		TTKきずな光トクトク対応	「ゲートウェイ	1.000	<b>4</b> 北空	
1616 111	/ <del>-</del> E2/3	(4チャネル用)		1,000	1装置	
機器 	使用料	TTKきずな光トクトク対応			4 N+ FF	
		(8チャネル用)		1,500	1装置	
		ユニバーサル通信料	  等	3	1電話番号ごと	-
	ユーバーブル起口付守				•	

<sup>・</sup>TTKきずな光電話オフィスの基本機能は3チャネル、1番号が利用できます。(最大利用は32番号8チャネル) チャネルとは、1契約で同時に通話ができる回線数です。

<sup>・1</sup>ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

						【单位:円(稅扱)】
	サービス名			月額料金	単 位	月額利用料に含まれる付加サービス
TT	TTKきずな光電話オフィストクトク				1契約ごと	
		発信者番号通知 発信番号通知リクエスト			1利用回線ごと	
	基   末			1 000	1利用回線ごと	
	基本機能	着信転送		1,000	1番号ごと	0
	能	迷惑電話拒否			1利用回線または1番号ごと	
		事業所間通話定額			1チャネルごと	
	追加番	号		90	1番号ごと	-
	複数チ	ヤネル		900	1利用回線ごと	-
	着信通	5年 タイプ		100	1番号ごと	-
	テレビョ	包括			1利用回線ごと	0
	高音質	電話			1利用回線ごと	0
	データニ	コネクト			1利用回線ごと	0
		基本機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
		複数回線管理機能		1,000	1着信課金番号ごと	-
		発信地域振分機能		350	1契約回線ごと	-
付加サービス料	着	話中時迂回機能		800	1迂回グループごと	-
<del>"</del>	着信課金	着信振分接続機能		700	1振分グループごと	-
	金	受付先変更機能		1,000	1受付変更元ごと	-
		時間外案内機能		650	1番号ごと	-
料		カスタマコントロール機能		-	1着信課金番号ごと	-
		特定番号通知		100	1番号ごと	-
	事業所問	明 <b>小</b> 始	基本利用料	3,500	1契約回線ごと	-
	尹未八川	日] [7] [7] [7] [8]	追加事業者番号	2,000	追加事業所番号ごと	-
	TTV≑ざ	ずな光電話#ダイヤル	西日本·東日本利用型	15,000	- # ダイヤル番号ごと	-
	TIRE	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ブロック内利用型	10,000	" > 11 WE - JCC	-
		発着信制御利用料		500	制御する番号ごと	-
	特完		1ブロックプラン	100	最大20件	-
	特定電話接続		5ブロックプラン	500	最大100件	-
	話	許可番号リスト利用料	25ブロックプラン	1,500	最大500件	-
	続		50ブロックプラン	2,000	最大1000件	-
			600ブロックプラン	10,000	最大12000件	-
	一括転送機能		3,000	1契約ごと	-	
	故障回復通知機能			3,000	1契約ごと	-
<b>そ</b> の	   その他料金  重複掲載料金		500	電話帳1発行ごと	_ ]	
	ての他件並 単後掲載件並		300	1掲載あたり		
		TTKきずな光トクトク対応	ゲートウェイ(4チャネル用)	1,000	1装置	
機器	使用料	TTKきずな光トクトク対応	ゲートウェイ(8チャネル用)	1,500	1装置	
		TTKきずな光トクトク対応	ゲートウェイ(23チャネル用)	5,400	1装置	
		ユニバーサル通信	料等	3	1電話番号ごと	-

- ・TTKきずな光電話オフィストクトクの基本機能は1チャネル、1番号の利用(最大は7000番号、32チャネル)に加え付加サービスとして5つの付加サービスが含まれます。(発信者番号通知、発信者番号リクエスト、着信転送、迷惑電話拒否、定額グループ通話)定額グループ通話サービスは同一契約名義でご利用の場合、事業所間の音声通話料は無料となるサービスです。ただし、NTT東西間を跨ぐグループ登録は行えません。チャネルとは、1契約で同時に通話ができる回線数です。
- ・ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

# (通話料・国内通信料金)

# 【TTKきずな光電話・TTKきずな光電話トクトク・光電話ネクスト<基本>・光電話ネクスト<トクトク>】

TTKきずな光電話・TT	Kきずな光電話トクトクの通話料・通信料	料金
ひかり電話、加入電話、INSネット	県内通話(3分)	7
他社ドライカッパ、他社IP電話への通話	県間通話(3分)	7
携帯電話への通話	(60秒)	14
他社050IP電話への通話	(3分)	9
	利用帯域64Kbpsまで(30秒)	0.9
データコネクト	利用帯域64Kbps超~512Kbpsまで(30秒)	1
	利用帯域512Kbps超~1Mbpsまで(30秒)	1
	テレビ電話通信(FOMA通信/映像移動体)(60秒)	26
テレビ電話で通話	利用帯域2.6Mbpsまで(SD品質)(3分)	13
	利用帯域2.6Mbps超(HD品質)(3分)	87
1=.	バーサルサービス料金等	3

<sup>・</sup>ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

# (通話料・国内通信料金) 【TTKきずな光電話オフィス・TTKきずな光電話オフィストクトク】

TTKきずな光電話オフィス・TT	Kきずな光電話オフィストクトクの通話料・通信料	料金
ひかり電話、加入電話、INSネット	県内通話(3分)	7 %1
他社ドライカッパ、他社IP電話への通話	県間通話(3分)	7 %2
携帯電話への通話	(60秒)	14
他社IP電話(050番号)への通話	(3分)	9
	利用帯域64Kbpsまで(30秒)	0.9
データコネクト	利用帯域64Kbps超~512Kbpsまで(30秒)	1
	利用帯域512Kbps超~1Mbpsまで(30秒)	1
	テレビ電話通信(FOMA通信/映像移動体)(60秒)	26
テレビ電話で通話	利用帯域2.6Mbbsまで(SD品質)(3分)	13
	利用帯域2.6Mbbs超(HD品質)(3分)	87
ユニノ	デーサルサービス料金等 ドーサルサービス料金等	3

<sup>※1</sup> TTKきずな光電話オフィストクトク プラン2の場合の料金となります。プラン1の場合は5.25円 ※2 TTKきずな光電話オフィストクトク プラン2の場合の料金となります。プラン1の場合は8.75円

<sup>・</sup>ユニバーサル通信料、および電話リレーサービス料の料金は毎年度算定される為変更される場合があります。

国名	国際通話料(60秒)
アイスランド共和国	61
アイルランド	17
アゼルバイジャン共和国	61
アセンション島	218
アフガニスタン・イスラム共和国	140
アメリカ合衆国	7
アラブ首長国連邦	43
アルジェリア民主人民共和国	111
アルゼンチン共和国	43
アルバ	70
アルバニア共和国	105
アルメニア共和国	176
アンギラ	70
アンゴラ共和国	39
アンティグア・バーブーダ	70
アンドラ公国	35
イエメン共和国	122
イスラエル国	26
イタリア共和国	17
イラク共和国	196
イラン・イスラム共和国	70
インド	70
インドネシア共和国	39
ウガンダ共和国	43
ウクライナ	43
ウズベキスタン共和国	87
ウルグアイ東方共和国	52
英領バージン諸島	48
エクアドル共和国	52
エジプト・アラブ共和国	65
エストニア共和国	70
エスワティニ王国	39
エチオピア連邦民主共和国	131
エリトリア国	109
エルサルバドル共和国	52
オーストラリア連邦	17
オーストリア共和国	26
オマーン国	70
オランダ王国	17
オランダ領アンティール	61
ガーナ共和国	61
カーボヴェルデ共和国	65
ガイアナ共和国	70
カザフスタン共和国	61
カタール国	98
カナダ	8

	【単位:円(税抜)】
国名	国際通話料(60秒)
ガボン共和国	61
カメルーン共和国	70
ガンビア共和国	100
カンボジア王国	78
ギニア共和国	61
ギニアビサウ共和国	218
キプロス共和国	39
キューバ共和国 ギリシャ共和国	98
キリバス共和国キリバス共和国	30 135
キルギス共和国	122
グアテマラ共和国	43
グアドループ島	65
グアム	17
クウェート国	70
クック諸島	135
グリーンランド	79
グルジア	88
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	17
グレナダ	70
クロアチア共和国	88
ケイマン諸島	61
ケニア共和国	65
コートジボワール共和国	70
コスタリカ共和国	30
コソボ共和国	105
コモロ連合 コロンビア共和国	70
	39 131
	65
サイパン	26
<u>サウジアラビア王国</u>	70
サモア独立国	70
サントメ・プリンシペ民主共和国	175
ザンビア共和国	61
サンピエール島・ミクロン島	43
サンマリノ共和国	52
シエラレオネ共和国	153
ジブチ共和国	109
ジブラルタル	78
ジャマイカ	65
シリア・アラブ共和国	96
シンガポール共和国	26
ジンバブエ共和国	61
スイス連邦	35

スウェーデン王国

17

国名	国際通話料(60秒)
スーダン共和国	109
スペイン	26
スリナム共和国	70
スリランカ民主社会主義共和国	65
スロバキア共和国	39
スロベニア共和国	87
ー ・ ・ ・ 赤道ギニア共和国	105
セネガル共和国	109
セルビア共和国	105
セントクリストファー・ネイビス連邦	69
セントビンセント及びグレナディーン諸島	70
セントヘレナ	218
セントルシア	70
ソマリア民主共和国	109
ソロモン諸島	139
タークス・カイコス諸島	70
タイ王国	39
大韓民国	26
台湾	26
タジキスタン共和国	52
タンザニア連合共和国	70
チェコ共和国	39
チェニジア共和国	61
チャド共和国	218
中華人民共和国	26
朝鮮民主主義人民共和国	112
チリ共和国	30
ツバル	105
デンマーク王国	26
ドイツ連邦共和国	17
トーゴ共和国	96
トケラウ諸島	139
ドミニカ共和国	30
ドミニカ国	98
トリニダード・トバコ共和国	48
トルクメニスタン	96
トルコ共和国	39
トンガ王国	91
ナイジェリア連邦共和国	70
ナウル共和国	96
ナミビア共和国	70
ニウエ	139
ニカラグア共和国	48
ニジェール共和国	61
ニューカレドニア	87
ニュージーランド	21

【単位:円(税抜)】		単位	:	円(税抜)】
------------	--	----	---	--------

<b></b>	1年位:1 J(7/0JX) /
国名	国際通話料(60秒)
ネパール連邦民主共和国	92
ノーフォーク島	69
ノルウェー王国	17
バーレーン王国	70
ハイチ共和国	65
パキスタン・イスラム共和国	61
パナマ共和国	48
バヌアツ共和国	139
バハマ国	30
パプアニューギニア独立国	43
バミューダ諸島	43
パラオ共和国	87
パラグアイ共和国	52
バルバドス	65
パレスチナ	26
ハワイ	7
	30
バングラデシュ人民共和国   バングラデシュ人民共和国	61
東ティモール民主共和国	
	110
フィジー共和国	43
フィリピン共和国	30
フィンランド共和国	26
ブータン王国	61
プエルトリコ	35
フェロー諸島	65
フォークランド諸島	166
ブラジル連邦共和国	26
フランス共和国	17
フランス領ギアナ	43
フランス領ポリネシア	43
フランス領ワリス・フチュナ諸島	201
ブルガリア共和国	70
ブルキナファソ	70
ブルネイ・ダルサラーム島	54
ブルンジ共和国	61
米領サモア	43
米領バージン諸島	17
ベトナム社会主義共和国	74
ベナン共和国	70
ベネズエア・ボリバル共和国	43
ベラルーシ共和国	70
ベリーズ	48
_ ^ワーヘ - ペル−共和国	48
	17
ホーフント共和国   ボスニア・ヘルツェゴビナ	35
//A_/**\/\/\/\_\]	52

国名	国際通話料	(60秒)
ボツワナ共和国		65
ボリビア多民族国		48
ポルトガル共和国		30
香港		26
ベネズエア・ボリバル共和国		43
ベラルーシ共和国		70
ベリーズ		48
ペルー共和国		48
ベルギー王国		17
ポーランド共和国		35
ボスニア・ヘルツェゴビナ		52
ボツワナ共和国		65
ボリビア多民族国		48
ポルトガル共和国		30
香港		26
ホンジュラス共和国		56
マーシャル諸島共和国		96
マイヨット島		131
マカオ		48
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		70
マダガスカル共和国		140
マラウイ共和国		111
マリ共和国		48
マルタ共和国		61
マルチニーク島		48
マレーシア		26
ミクロネシア連邦		69
南アフリカ共和国		65
南スーダン共和国		109
ミャンマー連邦共和国		78
メキシコ合衆国		30
モーリシャス共和国		61
モーリタニア・イスラム共和国		70
モザンビーク共和国		111
モナコ公国		21
モルディブ共和国		91
モルドバ共和国		88
モロッコ王国		61
モンゴル国		52
モンセラット		98
モンテネグロ		105
ヨルダン・ハシェミット王国		96
ラオス人民民主共和国		91
ラトビア共和国		78
リトアニア共和国		52
リビア		61

【単位:円(税抜)】
------------

国名	国際通話料(60秒)
リヒテンシュタイン公国	26
リベリア共和国	65
ルーマニア	52
ルクセンブルク大公国	30
ルワンダ共和国	109
レソト王国	61
レバノン共和国	98
レユニオン	61
ロシア	39
中央アフリカ共和国	111
アゾレス諸島	30
マディラ諸島	30

衛星通話サービス	国際通話料	(60秒)
倒生週前リーレ人	国际理品科	(60秒)
インマルサット-フリート		182
インマルサット-BGAN/FBB		182
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD		612
インマルサット-エアロ		612
インマルサット-F-HSD		612
イリジウム		218
スラーヤ		153

#### 第1章 総則

# 第1条(本規約の目的)

株式会社TTK(以下「当社」といいます。)は、サポート付き簡単オフィスWi-Fi「TTKどこでも安心Wi-Fi」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「TTKどこでも安心Wi-Fi」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

# 第2条(本規約の範囲・変更)

当社は、本規約(別紙を含みます。)の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

# 第3条 (用語の定義)

本規約(別紙を含みます。)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Wi-Fi(ワイファイ)	業界団体(Wi-Fi Alliance)によって定められた、APやモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノートPC等の、契約者が準備し利用するWi-Fi規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。
Wi-Fiクラウド	APの設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
IoTクラウド	IoT装置及びIoTカメラ装置の設定等を保有し、IoT装置及びIoTカメラ装置で収集した情報を保存・管理している装置。なお、IoTクラウドの利用については、契約者とIoT装置提供事業者又はIoTカメラ装置提供事業者との間の契約となり、当該契約の契約条件によることとなります。
クラウド	Wi-Fiクラウド、IoTクラウドの総称。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、AP設定、モバイル端末設定、IoT端末設置・設定等を行う オプションメニュー。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前に各装置を設定する機能。また、設定する専用受付番号により各装置設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
SSID名	一定の範囲における複数のAP、Wi-Fiがあった場合に識別する名前。
パスワード(暗号化キー)	Wi-Fiに接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。

# 第2章 本サービスの提供

## 第4条(本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、別紙4(料金表)で定めるAPを提供し、契約者から請求があったときは、別紙7(オプション料金表)で定めるオプション、及び、別紙5(訪問オプションメニュー)で提供する訪問オプションを提供します。

## 第5条(提供区域)

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

#### 第3章 契約

#### 第6条(契約の単位)

当社は、インターネット接続回線ごとに、1 の本契約を締結します。

# 第7条(最低利用期間)

別紙8(最低利用期間)に定める期間を最低利用期間と設定します。

なお、キャンペーン等当社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

#### 第8条(契約申込の方法)

- 1 契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます
- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

### 第9条(契約申込の承諾)

- 1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって契約者に通知します。 当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、 当社はその承諾を取り消すことができます。

### 第10条(契約申込内容の変更)

- 1 契約者は、第8条(契約申込の方法)に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### 第11条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は当社の承諾なしに本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

#### 第12条(契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2 人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

# 第13条(契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、第8条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所 若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第14条 (装置設置場所の提供等)

- 1 当社が提供する各装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- 2 当社が提供する各装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

#### 第15条(装置設置場所の移転)

当社は、契約者から要請があったときは、各装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、各装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

# 第16条(提供するプラン及びタイプの変更)

契約者は、契約したプランの変更はできません。

#### 第4章 禁止行為

#### 第17条(営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第18条(著作権等)

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、本サービスを提供する上で、クラウドの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、クラウドの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

#### 第5章 利用中止等

## 第19条(利用中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむ得ない事由が生じたとき。
- (2) 第21条(利用の制限)の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
- (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第20条(利用停止)

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第47条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第47条(債権の譲渡)に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第17条(営業活動の禁止)、第18条(著作権等)及び第38条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

# 第21条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

### 第22条(本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

#### 第23条(契約者による解約)

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、 当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

#### 第24条(当社による解約)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、本条第3号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- 1 第20条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 第22条(本サービス提供の終了)第1 項に定めるとき。
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
- (1)支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

## 第6章 料金

# 第25条(料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙4(料金表)、別紙5(訪問オプション料金表)及び別紙7(オプション料金表)に定めるところによります。

# 第26条(利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解約があった月までの期間について、別紙4(料金表)及び別紙7(オプション料金表)に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙5(訪問オプション料金表)に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料

- 3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます。)に押印又は署名する(電気的操作による確認作業を含みます。)ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。
- 4 当社(料金その他の債務に係る債権について、第47条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。)は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額(以下「該当料金合計額」といいます。)並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額(以下「請求金額」といいます。)を請求します。

## 第27条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙4(料金表)、別紙5(訪問オプション料金表)及び別紙7(オプション料金表)の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

## 第28条(延滞利息)

- 1 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
- 2 第47条(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。
  - (注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

## 第29条(料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う別紙4(料金表)、別紙5(訪問オプション料金表)及び別紙7(オプション料金表)に定める料金は利用月(1の歴月の起算日(当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。)から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。
- 2 当社は、第26条(利用料金の支払義務)第2 項第2 号の規定に該当するときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第26条(利用料金の支払義務)第2項 第2号の表内1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。

- 3 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第26条(利用料金の支払義務)第2項第 2号の表内1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。
- 4 別紙4(料金表)に規定する解約金は、第7条(最低利用期間)で規定する期間に満たない利用期間分の月数に各プラン、タイプ、オプションごとに定めた金額を乗じて計算します。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙8(当社が別に定めることとする事項)に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

### 第30条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第31条(料金等の支払)

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### 第32条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第33条 (消費税相当額の加算)

第26条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙4(料金表)、別紙5(訪問オプション料金表)及び別紙7(オプション料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第34条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

# 第7章 損害賠償

## 第35条(責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(AP、Wi-Fiクラウドのいずれかが利用できる状態の場合、及びIoTカメラクラウドが利用できる状態の場合は除きます。)にあることを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
- 文 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料 を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前2項の規定は適用しません。

# 第36条(免責事項)

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、クラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第35条第1項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれ を解決するものとします。
- 7 当社は、第19条(利用中止)、第20条(利用停止)、第21条(利用の制限)、第22条(本サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を 負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。 (サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、 データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
- 11 IoT装置及びIoTカメラ装置は、契約者に準備いただくものであり、IoT装置又はIoTカメラ装置の不具合、故障等については、 契約者と当社との間の当該装置の売買契約に基づく対応となります。
- 12 IoTクラウドの利用については、契約者とIoT装置提供事業者又はIoTカメラ装置提供事業者との間の契約となり、当該契約の契約条件によることとなります。当社は、IoTクラウドの不具合、故障等に起因して生じた契約者の損害について、一切の責任は負いません。

## 第8章 個人情報の取扱

#### 第37条(個人情報の取扱)

- 1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)、及び、クラウドの使用を 当社に対して許可する者が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID名 やパスワード(暗号化キー)等の各装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます。)、及び、別紙6(サポートを提供するにあ たり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
  - (1) 本サービスの提供
- (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 4 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報、及び、 別紙4(サポートを提供するあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。
  - (1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
  - (2) ダッシュボードによるAPの利用状況の契約者による閲覧
  - (3) 本サービスの品質、機能改善のための情報分析
- 5 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で個人情報、及び、 別紙4(サポートを提供するあたり取得する情報)(1)の1及び2に規定する情報のうちMACアドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。

- 6 当社は、IoTサポートオプションの提供にあたり、ヘルプデスク代行、トラブルサポート及びレポーティング機能の提供のため、IoTクラウド提供事業者から、別紙6(サポートを提供するにあたり取得する情報)(2)に規定する情報の提供を受けます。また、当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で別紙6(サポートを提供するにあたり取得する情報)(2)に規定する情報を統計化した情報を利用する場合があります。
- 7 当社及び委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙2(提供する機能)に規定する機能のID、パスワード等の通知を目的として利用します。
- 8 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 9 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して 提供することがあります。
- 10 契約者は、当社が第47条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の 氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジット カードのカード会員番号及び第20条(利用停止)の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金 の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 11 契約者は、当社が第47条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### 第9章 雑則

第38条 (利用に係る契約者の義務)

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件 を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
- (1) 各装置がインターネットに接続できる環境であること。
- (2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- 2<sup>\*</sup>契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) 当社が契約者を訪問した際に各装置の設置(希望)場所に案内し、電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
- (2) 当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。
- 3 契約者が、IoTサポートオプションの提供を受ける場合は、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) IoT装置及びIoTカメラ装置を別途当社に申し込み、準備いただくこと。
- (2) ヘルプデスク代行、トラブルサポート及びレポーティング機能の提供のために、IoTクラウドのID及びパスワードを当社に提供し、 当社がそれを使用することを承諾すること。
- 4 契約者が、ハイエンドExプランの提供を受ける場合は、本条第1項に定める条件に加え、LAN給電が可能な装置を準備いた だく必要があります。
- 5 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスに利用するパスワード(暗号化キー)、別紙2(提供する機能)で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11) 各装置(IoT装置及びIoTカメラ装置を除く。)を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (12) 各装置(IoT装置及びIoTカメラ装置を除く。)を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13) 各装置(IoT装置及びIoTカメラ装置を除く。)に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 6 契約者は、前項の規定に違反して各装置(IoT装置及びIoTカメラ装置を除く。)を亡失又は毀損したときは、当社が指定する 期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

# 第39条(契約者の当社に対する協力事項)

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任における それらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

#### 第40条(除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第38条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幇助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

#### 第41条 (設備等の準備)

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 第42条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第43条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

# 第44条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第45条(紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第46条(債権の譲渡)

契約者は、本規約の規定により支払いを行うこととなった料金を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

#### 第47条(反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します

#### 第47条(反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 第1項に違反したとき。
- (2) 自6又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

# 【別紙1(提供時間)】

当社は、サポートに関して、年間通じて9:00 から21:00 までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付及びサポートを提供します。また、当社は、訪問オプションに関して、年間通じて時間を問わず(料金は、日時により加算、割増料金となります)提供します。

# 【別紙2(提供する機能)】

別紙4(料金表)で規定するベーシックプラン、ハイエンドプラン、ハイエンド6プラン、ハイエンドExプランに提供する機能

提供機能	内容	
ギガWi-Fi	IEEE802.11ax(Wi-Fi6)に対応したハイエンド6プランは最大速度2.4GbpsのWi-Fi。 IEEE802.11ac に対応したベーシックプラン及びハイエンドプランは最大速度1.3Gbps、ハイエンドExプランは最大1.7Gbps、ライトプランは最大速度867Mbs のWi-Fi	
モバイル端末同時接続	1 台のAP で複数のモバイル端末を同時に利用可能(快適に利用するには、 ライトプランは30台程度、ベーシックプラン、ハイエンドプラン及びハイ エンドExプランは30~50台程度まで、ハイエンド6プランは100台程度 までの接続を推奨)	
マルチSSID	複数のSSIDを設定(ライトプラン及びベーシックプラン:8個、ハイエンドプラン、ハイエンド6プラン及びハイエンドExプラン:15個)	
通信帯域設定	SSIDごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定	
来訪者向けWi-Fiインター ネット(注)	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断したWi-Fiインターネットを提供	
MACアドレス認証	モバイル端末のMACアドレスによる認証(既設のLANへの設定変更は不要)	
無線自動チャネル設定	電波干渉の少ない無線チャネルを定期的に自動で選択	
5GHzへの優先接続	電波干渉の少ない5GHzを優先的に利用してモバイル端末と接続	
電波のオン・オフ設定	SSIDごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定	
レディメイドのAP設定	APの初期設定を当社が事前に設定(レディメイド)	
ヘルプデスク代行	・モバイル端末の追加、Wi-Fi接続設定など、お客さま社内のヘルプデスクを代行(別紙1(提供時間)に規定する受付時間) ・離れたオフィス等のAPもWi-Fiクラウドから一元的に設定	
トラブルサポート	・Wi-Fi接続不可等のトラブル時に、Wi-FiクラウドからWi-Fi環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処(別紙1(提供時間)で規定する提供時間) ・AP故障時は、迅速に交換用のAPを宅配	

- (注) ハイエンドプラン、ハイエンド6プランは、屋内のみでご利用ください。屋外で利用する場合、電波法に抵触する可能性があります。
- (注)契約者は、ハイエンドExプランの提供を受けるためには、LAN給電が可能な装置を準備いただく必要があります。
- (注)契約者が、公衆無線LANサービスのAPとして本サービスを利用する場合は、公衆無線LANサービスに関するガイドライン (総務省や無線LANビジネス推進連絡会等により策定)に従ってください。

# 別紙4(料金表)で規定するライトプラン、ハイエンドプラン、ハイエンド6プラン及びハイエンドExプランのみに提供する機能

提供機能	内容	
指定Webサイト表示	来訪者向けWi-Fiインターネット利用時に、指定したWeb ページを表示	
ブラウザ認証 (メール・SNS認証)	Webブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供	

# 別紙4(料金表)で規定するハイエンドプラン、ハイエンド6プラン、ハイエンドExプランのみに提供する機能

提供機能	内容
Facebook Wi-Fi	店舗のFacebookにチェックインした来訪者にWi-Fiインターネットを可能にする(来訪者のFacebookを通じて店舗のPRが可能)
無線マルチホップ	2台のAP間を無線で接続し、LAN配線なしでWi-Fiエリアを拡張
電波出力自動調整	高密度にAPを設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード (利用状況表示画面)	専用のWEBページにお客さまのWi-Fi利用状況を表示。 トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示
指定アプリケーションブロッ ク	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制御	業務に関係ない動画共有サイトやSNSなどアプリケーション別に通信帯域を設定可能
接続ユーザー認証	SSID毎にあらかじめ登録したIDとパスワードを入力した端末のみにWi-Fiの接続を限定
お客さまサーバー連携	お客さまのRadiusサーバーと連携し、Wi-Fiに接続するユーザーを認証可能
Japan Wi-Fi連携	「Japan Connected-free Wi-Fi(注)」の認証機能を提供

(注) Japan Connected-free Wi-Fiを利用するには、NTTブロードバンドプラットフォームが提供するアプリケーションが必要です。

# 別紙7(オプション料金表)で規定するLAN給電オプションに提供する機能

提供機能	内容	
LAN給電	LANケーブルを介して、APに対して電源を供給	
LANケーブル診断	LAN給電装置とAPの間のLANケーブルの故障を診断し、筐体のランプ状態で通知	
トラブルサポート	・お客さまからの問診で得られる情報等を利用し、LAN給電装置の故障を特定(別紙1(提供時間)で規定する提供時間) ・LAN給電装置故障時は、迅速に交換用の装置を宅配	

# 別紙7(オプション料金表)で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容	
トラブルサポート(24時間)	<ul> <li>・Wi-Fi接続不可等のトラブル時に、Wi-FiクラウドからWi-Fi環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、24時間365日対処。</li> <li>・24時間365日の現地訪問及びWi-Fiアクセスポイント装置、LAN給電装置機器交換による故障対応。</li> <li>(注)この欄中に定める以外の対応については、派遣に要した費用を含む実費を負担していただくことがあります。</li> </ul>	

提供機能	内容
キッティング	・IoT装置、IoTカメラ装置及びIoTクラウドの初期設定 ・IoT装置及びIoTカメラ装置とギガらくWi-Fiのペアリング設定
ヘルプデスク代行	IoT装置及びIoTカメラ装置の利用方法の問い合わせ、IoT装置及びIoTカメラ装置の追加、Wi-Fi接続設定変更など、お客さま社内のヘルプデスクを代行(別紙1(提供時間)に規定する受付時間)
トラブルサポート	・お客さまからの問診で得られる情報等を利用し、IoT装置及びIoTカメラ装置の故障を特定の上、対応方法をアドバイス(別紙1(提供時期)で規定する提供時間) ・IoT装置の故障時は、迅速に交換用の装置をIoTクラウドを運営する事業者へ手配
レポーティング	・IoT装置で収集した情報を元に月次レポートを発行・送付 (IoTカメラ装置で収集した情報についてのレポートは行いません)

- (注)契約者は、IoTサポートオプションの提供を受けるためには、IoT装置、IoTカメラ装置を別途当社に申し込みいただく必要があります。
- (注) IoTクラウドの利用については、契約者とIoT装置提供事業者又はIoTカメラ装置提供事業者との間の契約となり、当該契約の契約条件によることとなります。
- (注) 契約者は、顔等により特定の個人の識別が可能な状態でカメラ画像を取得する場合、個人情報保護法に基づく利用目的の通知・公表等の対応を行う必要があります。具体的には、「カメラ画像利活用ガイドブック」(IoT推進コンソーシアム、総務省及び経済産業省)を参照し、適切に対応してください。
- (注) IoT装置又はIoTクラウドの不具合、故障等により情報が収集できなかった場合は、正常なレポートを発行・送付できません。

# 【別紙3(訪問オプションのメニュー)】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

	メニュー	サービス内容
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	・AP、Proxy、IPアドレス等を設定 ・LAN給電装置 ・LANケーブルをモールや天井裏等に配線
メニュー3	電波調査·設計	干渉含めた電波環境を調査し、AP設置位置や周波数を最適設計
メニュー4	IoT端末設置・設定及び現場 調査	・設置場所、電源供給元、配線ルート等の調査 ・ルータ、AP、LAN給電装置、IoT装置、IoTカメラ装置の設置・設定 ・LANケーブルの配線 ・収容ボックス設置

(注)TTKきずな光の契約者(NTT東日本の営業エリアのもの)に限り提供します。

# 【別紙4(料金表)】

(料金は税別)

プラン	ハイエンド6プラン	
初期費用	0円	
月額利用料	3,800円/台	
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間 にかかわらず一律で10,000円を一括で支払っていただきます。	

- (注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。
- (注)解約金は消費税の課税対象です。
- (注) ハイエンド6プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。 https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca
- (注) ハイエンド6プランは2020年12月1日より提供開始します。

プラン	ハイエンドプラン	ハイエンドプラン
タイプ	2年タイプ	_
初期費用	0円	
月額利用料	4,200円/台 3,100円/台	
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間 にかかわらず一律で10,000円(税込価格11,000円)を一括で支払っていただきます。	

- (注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。 (附則に記載の0円の期間が1か月にわたり適用される等支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)
- (注) 2年タイプから5年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2年タイプの利用開始日から60か月となります。
- (注)解約金は消費税の課税対象です。
- (注) ハイエンドプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。
- (注) ハイエンドプラン2年タイプは2020年10月31日にて新規販売を終了します。

(料金は税別)

プラン	ハイエンドExプラン		
タイプ	2年タイプ	5年タイプ	
初期費用	0円		
月額利用料	8,000円/台	5,200円/台	
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(60か月)に満たない月数に3,400円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	

- (注)契約者は、ハイエンドExプランの提供を受けるためには、LAN給電が可能な装置を準備いただく必要があります。
- (注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。
- (注)解約金は消費税の課税対象です。
- (注) ハイエンドExプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

(料金は税別)

プラン	ベーシックプラン
タイプ	2年タイプ
初期費用	0円
月額利用料	2,800円/台
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。なお、第16条第1項に定めるベーシックプランからハイエンドプランへのプラン変更については、解約金は適用しません。

- (注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。 (附則に記載の0円の期間が1か月にわたり適用される等、支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)
- (注)解約金は消費税の課税対象です。
- (注) ベーシックプランは2021年3月31日にて新規販売を終了します。

# (1) 料金

(料金は税別)

	メニュー	料金		
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	当社が別に算定する実費。		
メニュー3	電波調査·設計	当社が別に算定する実費。		
メニュー4	IoT端末設置・設定及び現場調査	当社が別に算定する実費。		

(注) TTKきずな光の契約者(NTT東日本の営業エリアのもの)に限り提供します。

# 【別紙6(サポートを提供するにあたり取得する情報)】

- (1) 当社は、以下の情報を取得し、Wi-Fiクラウドで有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向けWi-Fiインターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。
- 1 モバイル端末のMACアドレス、機種情報、OSの種類、ブラウザの種類
- 2 モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先通信速度の情報
- (2) 当社は、IoTクラウド提供事業者から、以下の情報の提供を受けます。
- 1 IoT装置及びIoTカメラ装置の機種情報
- 2 IoT装置及びIoTカメラ装置で収集した環境情報

第29条(料金計算方法等)における当社が別に定める場合は以下の通りです。

(料金は税別)

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める内容	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

# 【別紙7(オプション料金表)】

(料金は税別)

	LAN給電オプション ベーシックプラン、ハイエンドプラン、ハイエンド6プランまたはハイエンドExプランの契約者について、LAN給電装置を提供し、別紙2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション			
タイプ	2年タイプ 5年タイプ			
初期費用	0円			
月額利用料	800円/台 400円/台			
第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間のに解約があった場合は、最低利用期間(24か月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、		第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(60か月)に満たない月数に320円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。		

- (注) 解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。
- (注) 2年タイプから5年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2年タイプの利用開始日から60か月となります。なお 5年タイプから2年タイプへのタイプ変更は行なえません。
- (注) 解約金は消費税の課税対象です。
- (注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

# (料金は税別)

	訪問修理オプション ハイエンドプラン、ハイエンド6プランの契約者について、24時間のサポートセンタ受付、24時間の訪問による故障対応を提供し別紙2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション
初期費用	0円

初期費用	0円
月額利用料	500円/AP
最低利用期間·解約金	なし

(注)1のインターネット接続回線に複数のAPを契約している場合は、契約する全てのAPに訪問修理オプションの契約が必要です。

# (料金は税別)

	IoTサポートオプション ハイエンドプラン、ハイエンド6プランまたはハイエンドExプランの契約者について、IoT装置及びIoTカメラ装置を提供し、別紙2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション
初期費用	0円
月額利用料	2,500円/式
最低利用期間·解約金	なし

(注) 設置するIoT装置、IoTカメラ装置のうち、設置台数が多い方の装置の台数を式数とします。 例: IoT装置3台、IoTカメラ装置1台を設置する場合、3式となります。

# 【別紙8(最低利用期間)】

ハイエンド6プラン	
ハイエンドプラン	 _ 1のAPごとに24か月
ハイエンドプラン 2年タイプ	19711 CCICZ 1137 ]
ハイエンドExプラン 2年タイプ	1のAPごとに24か月
ハイエンドExプラン 5年タイプ	1のAPごとに60か月
ベーシックプラン 2年タイプ	1のAPごとに24か月
LAN給電オプション 2年タイプ	1の装置ごとに24か月
LAN給電オプション 5年タイプ	1の装置ごとに60か月

項目	工事内訳名称		事内訳名称    工事内容		料金
		基本作業費	1派遣ごとに課金	1派遣	7,500円
	<b>+</b>	基本作業加算額	1派遣における基本作業費を除くメニューのお客さま請求料金の合計額が 29,000円を超えた場合に、29,000円ごとに加算	29,000円毎	3,500円
	基 本 料	状況診断費	光回線開通後に申し込みいただいた場合、1契約ごとに課金	1契約	1,500円
	金	夜間基本費	午後7時から午前9時における1派遣ごとに課金	1契約	4,500円
		夜間追加費	午後7時から午前9時における1派遣において、メニュー料金の合計額(基本料金以外)が3,000円を超える場合、3,000円を超える毎に追加して課金	1契約	2,000円
	インター	PC直接接続型	<ul> <li>プロバイダ接続設定</li> <li>ホームページ閲覧のためのブラウザ設定</li> <li>メール送受信のためのメールソフト設定</li> <li>リモートサポートツールのインストール</li> <li>診断復旧ツールのインストール</li> </ul>	PC1台	3,600円
	ーネット接続設	ルータ接続型	(ルータ設定内容) ・プロバイダ接続設定 ・050IP電話設定 (PC設定内容) ・ホームページ閲覧のためのブラウザ設定 ・メール送受信のためのメールソフト設定 ・リモートサポートツールのインストール ・診断復旧ツールのインストール	PC、ルータ各1台	3,600円
	定	追加パソコンの設定	上記PC直接接続型又はルータ接続型のPC設定内容]と同じ	PC1台	3,600円
端末等設	ルータ関連	ルータ開梱・設置・設定	・開梱、設置 ・プロバイダ接続設定、フレッツ・スクウェア接続設定 ・サイトアクセス制限、パケットフィルタリング等の詳細設定 ・ひかり電話設定 ・050IP電話設定(050IP電話用ID・PW登録、050IP電話番号登録、 050IP電話用サーバ設定) ※VPNの設定は含まれません。	ルータ1台	5,200円
定		ルータ設定	・プロバイダ接続設定、フレッツスクウェア接続設定 ・サイトアクセス制限、パケットフィルタリング等の詳細設定 ※VPNの設定は含まれません。	ルータ1台	2,400円
		ひかり電話設定(ルータ側)	ひかり電話の利用に関するルータ設定(※) マイナンバー、ダブルチャネル、ナンバー・ディスプレイ、モデムダイヤルイン、割 込音通知 ※ルータに設定が必要なものを対象に設定します。	ルータ1台	2,400円
		ひかり電話設定(ネットワーク側)	ひかり電話の付加サービス利用に関するネットワーク側設定 ナンバーリクエスト、ボイスワーブ、迷惑電話おことわりサービス、着信お知らせ メール、FAXお知らせメール	1サービス	2,400円
		050IP電話設定	・IP電話設定(050IP電話用ID・PW登録、050IP電話番号登録、 050IP電話用サーバ設定)	ルータ1台	2,400円
		ルータ無線設定	・ルータに無線LANカードを接続 ・ルータの無線設定(SSID、暗号化) ・無線LANアクセスポイント設定	ルータ1台or無線 LAN AP1台	3,400円
		ルータサーバ機能設定	・USB接続型外付HDDの接続、動作確認 ※サーバ機能設定にあたってはUSB接続型外付HDDが必要です。	ルータ1台	2,400円
	L	ケーブル接続(LAN)	・ONU/ルータ下部のお客様端末等とのLANケーブル等の接続 ※最大4本までの接続、LANケーブル等はお客様準備、敷設(養生等) は行ないません。	ルータ1台 ケーブル4本まで	1,200円
	A N 関 連	ケーブル接続(同軸)	・V-ONU/V-ONU一体型HGW下部のお客様端末等との同軸ケーブル (3m以内)接続 ・ブースター等の入力切替,電源切替等のスイッチ切替作業 ※敷設は行ないません。 ・ONU/ルータ下部のお客様端末等とのLANケーブル等接続 ※「ケーブル接続(LAN)」と同じ内容	ルータ1台 同軸ケーブル1本	1,800円

HUB設置 ·開梱、設置 3,900円 HUB1台 L ·開梱、設置、設定 Α 【対象機器】 PLC2台セット 4,400円 Ν PLC機器、無線LAN型配線機器(例:WA1100-S) 関 PLC設置 連 開梱、設置、設定 【対象機器】 PLC1台増設 3,400円 PLC機器、無線LAN型配線機器(例:WA1100) 開梱、設置 OS初期設定 デスクトップPC1台 5,200円 ※TVチューナーの設定は含まれません。 PC開梱·設置·設定 · 開椒. 設置 ·OS初期設定 ノートPC1台 4,400円 ※TVチューナーの設定は含まれません。 ・LANボードの搭載 LANボードの設定 5,000円 LANボード1台 ・ドライバのインストール ・有線・無線LANカード、USB無線機器、イーサネットコンバータの接続、設 LANカード等設定 3,400円 LANカード1台 ・ドライバのインストール ※設定にはフレッツ・スポットへの無線接続設定を含みます。 ①メールアカウントの追加 1アカウント 4,200円 追加メールアカウントの申込、設定 ②OSユーザアカウントの追加 PC1台 4,200円 (共有側) プリンタ又は多機能プリンタを接続した 4,200円 PC1台 パソコンにおけるプリンタの共有設定 ③プリンタ共有設定 (アクセス側) 共有設定されたプリンタ又は多機能プ リンタを利用できるようにドライバの読 PC1台 4,200円 込み、初期設定、付属ソフトのインス Ρ トール 各種アプリケーション設定 С (共有側) PC1台 4,200円 端 関 ドライブ又はフォルダの共有設定 末 連 (アクセス側) ④ネットワーク共有設定 等 共有設定されたドライブ又はフォルダを 4,200円 設 利用できるようにドライブとしてのマウン PC1台 ト又はデスクトップへのショートカットを 定 ⑤OS機能設定 1機能 4,200円 ファイアウォールなど、OS標準機能を設定 ⑥アプリケーションソフトウェア利用設定 ・アプリケーションソフトウェアのインストール、またはアンインストール 4,200円 1アプリケーション ・WSOにおけるサービス申込、設定 ※詳細設定が伴うソフトウェアは対象外です。 1.エンドユーザ様PCへのWorkspacesクライアントソフトのセットアップ ・パスワード設定 ・エンドユーザ様PCにWorkspacesクライアントソフトのインストール ・インストールしたソフトに登録コード設定、日本語設定を実施 接続確認 2.Workspaces環境とエンドユーザ様PCで共用できるネットワークドライブ (PC1台/ (Amazon Workspaces1台 おまかせクラウドVDI用利用環境設定 WorkDocs)の設定 1派遣あたりの上 9,600円 ・Workspacesにドライブ設定用ソフトのインストール 限は15台) ・エンドユーザ様PCにドライブ設定用ソフトのインストール ・それぞれの環境にインストールしたソフトに登録コード、ID/Passwordを設 ※Windows7,8.1,10かつインターネット接続環境下にて実施 ※エンドユーザ様ローカルPCからWorkspaces環境へのデータ移行を行わな い場合は、ローカ ルPC側の作業が不要になります。 ・開梱、設置、ケーブル接続 本体+子機設定 1台 11,600円 ・初期設定(日時設定、ND設定、IPアドレス設定、メール設定) NW機能付ホ-ムファクス設定 ・開梱、設置、ケーブル接続 追加子機設定 3,400円 1台 初期設定(ID書き込み) 周 ・開梱、設置、パソコンとの接続 辺 ・ドライバのインストール、初期設定 機 プリンタ設定 ・必要なソフトのインストール プリンタ1台 5,200円 器 ※プロッタ、ドットインパクトプリンタ、業務用プリンタの設定は含まれません。 関 連 ・開梱、設置、パソコンとの接続 ・ドライバのインストール、初期設定 多機能型プリンタ設定 必要なソフトのインストール プリンタ1台 11,600円 (FAX機能付きのもの) ・FAX機能の設定【時刻設定、表示設定、短縮ダイヤル(10件まで)】 ※プロッタ、ドットインパクトプリンタ、業務用プリンタの設定は含まれません。

				-	
		Webカメラ&ヘッドセット設定	・開梱、設置、パソコンとの接続 ・ドライバのインストール、初期設定 ・必要なソフトのインストール ※ネットワークカメラの設定は含まれません。	Webカメラ&ヘッド セット1台	6,000円
		Bookリーダー端末設定	・開梱 ・Bookリーダー端末のWi-Fi設定 ・電子書籍購入のための I D/パスワード設定	1台	1,800円
		デジタルフォトフレーム設定	・開梱、設置、ケーブル接続 ・初期設定(言語設定、無線設定、時刻設定、メール設定) ・動作確認(IPアドレス表示、写真付メールの受信と表示)	1台	6,700円
		ブロードバンド対応STB設定[有線接続]	・開梱、設置、ケーブル接続(STBに同梱されているものに限ります) ・STB設定 【対象サービス】 ひかりTV、U-NEXT	STB1台	7,800円
		ブロードバンド対応STB設定[無線接続]	·上記設定 ·無線設定	STB1台	11,200円
端末等設定	周辺機器関連	ゲーム機設定	・開梱、設置、ケーブル接続、設定 ・無線LAN設定 [対象機器] ・ネットワーク機能を有した各種ゲーム機 (Wiiシリーズ(任天堂)、ニンテンドーDS/3DSシリーズ(任天堂)、 PLAYSTATIONシリーズ(ソニー)、PSPシリーズ(ソニー)、Xbox360シリーズ(microsoft)等) ※ファームのアップデートは含みません。 ※無線LAN設定にはフレッツ・スポットへの無線接続設定及びプロバイダ接続設定を含みます。	ゲーム機1台	4,200円
		その他周辺機器設定	・開梱、設置、パソコンとの接続 ・ドライバのインストール、初期設定 ・必要なソフトのインストール ・取り扱い説明書に記載されている機能設定 ・ケーブル接続(LANケーブル、HDMIケーブル、USBケーブル 等) ・スマートフォン、タブレット端末のアプリケーションインストール、設定、WiFi設定等 [対象機器] 内蔵・外付けドライブ、スキャナ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、モニタ、プロジェクタ、フラッシュメモリ、メモリカードリーダ、キーボード、マウス、ジョイスティック、キーバッド、スピーカー、Windows Media Center用リモコン、携帯オーディオプレーヤ、テレビ・ビデオチューナ、PDA、UPS、増設メモリ、ICカードリーダライタ、シリアルバスボートカード・ボード、ブラウザBOX、、ipad、レジ周辺機器一式 ※デレビ・ビデオチューナについては、USB接続タイプのものに限ります。 ※増設メモリはお客さまに事前にご用意いただくことを前提とし、装着に加えてメモリ増設用の空ボートがない場合は装着済みのメモリとの交換を行います。 また、お客さまにご用意いただいたメモリが複数であった場合も同一パソコン内に増設する場合に限り周辺機器1台の範囲とします。 ※ipadについては、ラクレジ設定の場合のみappleID取得を含みます。 ※レジ周辺機器一式とはラクレジサービス対象のレシートプリンタ、キャッシュドロワー、バーコードリーダに限ります。	周辺機器1台	4,200円
	セキュリティ関連	ウイルス対策ソフトインストール	・各ソフトウェアの要求スペックとお客さま環境の確認 ・ウイルス対策製品設定(インストール、設定、定義ファイル更新) ・ブラウザ・メールソフトの動作確認 【対象ソフト】 フレッツ・ウイルスクリア McAfee社 ウイルススキャン2005以降、ウイルススキャンプラス2007以降 McAfee社 ウイルススキャンもしくはウイルススキャンプラスを同梱する以下 の製品 インターネットセキュリティスイート、トータルプロテクション、 バソコンセキュリティスイート、パソコンプロテクションブラス、 Webエッセンシャルスイート Symantec社 Norton InternetSecurity2005以降 Symantec社 Norton AntiVirus2005以降 TrendMicro社 ウイルスパスター2006以降 ※グウンロート販売型の場合は、事前に購入しておいていただく必要があります。	1インストール	4,200円
		ウイルススキャン・ウイルス駆除	・インストール済みウイルス対策ソフトを利用したウイルスチェック及びウイルス駆除	1スキャン・駆除	8,400円
		ウイルス対策説明	・ウイルス対策方法、インストールされたウイルス対策ソフトの利用方法の説明	30分	4,200円

		OSアップグレード		・パソコンのOSのアップグレード、初期設定	PC1台	16,800円
		OSリカバリ		・パソコンを初期出荷状態にリカバリ、初期設定	PC1台	12,600円
		OSアップデート		・パソコンのOSアップデート(サービスパック、重要な更新等)	PC1台	8,400円
		ドライバ・ファームのアップデート		・周辺機器のドライバやファームウェアのアップデート	対象機器1台	4,200円
	ソフトウェ	データバックアップ		・パソコン内蔵・外付けドライブ、NASにあるデータのバックアップ 【バックアップメディア】 お客さまで用意したCD、DVDやブルーレイ等の光ディスク	1アカウント4.7GB	12,600円
	ア関連	データ移行		・上記データバックアップ ・バックアップしたデータをパソコン内蔵・外付けドライブ、NASに移行	1アカウント4.7GB	16,800円
		データコピー		・パソコン内蔵・外付けドライブ、NASにあるデータをネットワークやUSBケーブ ル等を介してパソコン内蔵・外付けドライブ、NASにコピー ・デジタルカメラやビデオカメラのデータをパソコンや内蔵・外付けドライブ、NAS にコピー [コピー対象のメディア] SDカード、メモリースティック、スマートメディア、XDカード、コンパクトフラッ シュ、USBメモリ、機器内蔵メモリ、パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS 等	4GB毎	2,400円
		操作説明		・インターネット(ブラウザ)、メール、パソコン、プリンタ、デジカメ等の使い方の 説明	30分	4200円
端末		プレッツ・あずけへ る設定 そ の 他	あずけ〜る + ツールインストール/設 定	フレッツ・あずけ〜るの設定 ・ログイン画面URLのお気に入り登録およびデスクトップへのショートカット作成・基本情報入力(ログインID、パスワード、メールアドレス)※ ※お客様情報入力にあたっては、お客様にて入力、またはお客様に確認し代行で入力することとします。 自動バックアップソールのインストール・設定 ・バックアップ先フォルグ設定、バックアップ元フォルグ設定 ・バックアップ周期の設定	PC1台	4,800円
等 設 定	の		あずけ〜るPRO + ツールインストール/設 定	フレッツ・あずけ〜るの設定 ・ログイン画面URLのお気に入り登録およびデスクトップへのショートカット作成 ・基本情報入力(ログインID、パスワード、メールアドレス)※ ※お客様情報入力にあたっては、お客様にて入力、またはお客様に確認 し代行で入力することとします。 自動バックアップソールのインストール・設定 ・バックアップ先フォルグ設定、バックアップ元フォルグ設定 ・バックアップ周期の設定	PC1台	6,000円
			あずけ〜るPRO + NAS連携設定	NAS開梱・設定 ・NAS設定画面による基本設定 フレッツ・あずけ〜るPROの設定 ・基本情報入力(ログインID、パスワード、メールアドレス)※ ※お客様情報入力にあたっては、お客様にて入力、またはお客様に確認し 代行で入力することとします。 自動バックアップツールのインストール・設定 ・パックアップ先フォルグ設定、パックアップ元フォルグ設定 ・パックアップ周期の設定	NAS1台	9,600円
		短縮ダイヤル登録	₹	電話機の電話帳(短縮ダイヤル)への登録(短縮番号、名前、電話番号) 等) ※短縮ダイヤル番号はお客様に指定していただくこととします(既存の登録番号への上書きを避けるため)	14件毎	4,200円
		事業者端末識別サポート対応等 子機接続		・事前に申請いただいた光コラボレーション事業者様独自端末の識別等設定 サポート (例) -機器添付書類への必要情報の記載 -設定機器の動作確認連絡 等 ※対応可否、詳細については事前に営業担当者に確認願います。	1件	1,200円
				ルータに接続する子機(有線、無線)の接続設定 【対象機器】 PC、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機※、テレビ、プリンタ ※ゲーム機は周辺機器関連ーゲーム機設定」の対象機器に限ります。 ※平成29年2月6日より選択可能となります。	1台	1,000円
		上記に規定するもの以外		上記に規定するもの以外で当社が対応可能と判断したもの		実費
配		LAN配線 工事費		LAN配線 (既設配線を利用しない場合)	1本	13,200円 夜間は1.3倍 深夜は1.6倍の単価となります
線工事	配線工事	屋内配線 工事費 (メタル/新設)		ルータ等下部に2心接続する機器配線 (既設配線を利用しない場合)	1本	5,700円 夜間は1.3倍 深夜は1.6倍の単価となります
事		屋内配線 工事費 (メタル/既設)		ルータ等下部に2心接続する機器配線 (既設配線を利用する場合)	1本	2,800円 夜間は1.3倍 深夜は1.6倍の単価となります

# 2024年10月1日現在 (税抜)

				_	
項目	工事内訳名称	工事内容		単位	料金
	基本修理費		《派遣にかかる費用及びお客様が修理可能な簡易な作業》 電源コンセント抜け、電源OFF/ON、修理せずに返却、取り扱い説明 等		7,500円
		·新設配線	屋内配線	1件	4,800円
	配線	・張替え	LAN配線	1件	11,000円
	日上が大	• 既設配線利用	屋内配線	1件	2,400円
		首振り、切り詰め修理、配線接続	LAN配線	1件	5,100円
		【ブースター交換】 ブースター不良時の取替、レベル調整	· 等	1個	14,100円
故		【端末再設定】 TV・録画機・STB等のチャネル再設定		1個	2,000円
障	同軸配線	【同軸ケーブル修繕】 3~30mまでの同軸ケーブル再敷設		1個	9000円
修		【同軸ケーブル修繕(既設利用)】 既設同軸ケーブルコネクタ取替え		1個	5,300円
理		[同軸コード取替え] 同軸パッチケーブルの取替え		1個	1,300円
		[2分配器取替]		1個	3,400円
		[3/4分配器取替]		1個	4,800円
		【6/8分配器取替】 5分配器含む		1個	7,600円
	同軸配線	[1分岐器取替]		1個	3,400円
		[2分岐器取替]		1個	4,800円
		【テレビ端子取替】		1個	4,400円
	上記に規定するもの以外	定するもの以外で当社が対応可能と判断したもの			実費
修	基本修理費	1派遣ごとに課金		1派遣	7,500円
理代	管理費	1端末ごとに課金 <修理代行サービスに伴う、端末の管理費用>		1端末	2,000円
<i></i>	メーカ修理費	端末メーカにて、修理を実施する際の修理費用		1端末	実費